

第3章 「まち」が抱える問題・課題

第3章 「まち」が抱える問題・課題

1.朝倉市が抱える問題・課題

前章で整理した都市の現状、上位・関連計画の整理、市民意向調査から朝倉市における都市づくりの問題・課題を、土地利用、都市施設、市街地整備、都市の環境、都市の安全、それぞれに整理します。

1)土地利用に関する問題・課題

□用途地域内における適正な土地利用の推進

中心市街地には商業系用途地域が、その周辺には広く住居系用途地域が指定され、山麓部では住専系用途地域も指定されています。また、一木地区などでは工業系用途地域が、中心市街地から甘木インターチェンジに延びる（都）馬場口大町線沿いには沿道系の準住居地域が指定されています。しかし、中心市街地の南側などでは農地が散在しています。

今後、用途地域の指定に応じた適正な土地利用の推進を図るとともに、用途の混在がみられる地区では、用途の純化を図るために、用途地域の見直しを進めることが必要です。また、農地などの低未利用地については、指定されている用途地域との整合を図りながら、適正な土地利用への誘導を図ることが必要です。

新市庁舎の移転予定地周辺においては、朝倉市の新たな拠点として魅力的な都市空間の形成を図る必要があることから、都市機能の集約や誘導すべき施設等の受け皿となるような適切な土地利用の誘導が必要です。

甘木インターチェンジへとつながる（主）馬田頓田線〔（都）東田柿原線〕沿道の用途地域は、第1種住居地域や工業地域、未指定の部分もあることから、都市機能の維持・向上を進める土地利用の推進を図るため、用途地域の見直しなど適正な土地利用への誘導が必要です。

□甘木インターチェンジ周辺における計画的な土地利用

甘木インターチェンジ周辺の（都）馬場口大町線、（主）馬田頓田線〔（都）東田柿原線〕のロードサイドは、用途地域の指定がない白地地域となっていますが、交通利便性の良さから、大型店をはじめとする商業・サービス施設の立地が進んでいます。一方で、（都）馬場口大町線沿いの商業施設等の後背地では、現在も農地として利用されています。

このような市街地の拡大は、さらなるスプロール的な都市的土地利用の拡大を引き起こすことはもとより、後背地の農地は利便性の低下などから低未利用地として残存するおそれがあります。そのため、幹線道路沿道をはじめ、甘木インターチェンジ周辺の計画的な土地利用を進めるために、用途地域の拡大や特定用途制限地域の導入など適正な土地利用規制が必要です。

□朝倉市の玄関口にふさわしい駅前形成・活性化につながる土地利用の推進

西日本鉄道甘木線と甘木鉄道の起終点となる鉄道駅が2駅あるにもかかわらず、駅の周辺は駐車場などの低未利用地が多くなっています。

また、将来（2040年）の人口増減をみると、朝倉市の広い範囲で人口が減少すると推測されていますが、特に甘木駅周辺では人口減少が見込まれています。

今後は、鉄道沿線の近隣都市間と市内各所を繋ぐコンパクト・プラス・ネットワークの拠点となる、朝倉市の玄関口にふさわしい適正な土地利用誘導が必要です。

また、目指すべき都市像や将来都市構造との整合を図り、駅前整備を契機とした賑わい創出や、駅と公共施設を結ぶ経路のバリアフリー化等、お年寄りや障がいのある方など、だれもが気軽に訪れ、楽しめるまちづくりにつながる土地利用の推進が必要です。

□企業立地の誘導や地域経済の活性化を促す土地利用の推進

朝倉市の基幹産業の一つである製造業は、交通利便性の良い甘木インターチェンジ周辺や国道500号沿いに工業系用途地域や工業団地が立地しています。しかし、甘木インターチェンジ周辺の工業専用地域北側から高速道路の南側にかけての工業系用途地域には農地等の低未利用地が散見されることから、周辺農地の営農環境に配慮しながら、工業系用途地域内の低未利用地への企業立地の誘導を図る必要があります。

平塚工業団地や隣接する工業立地予定地などでは、用途地域の指定がされていないため、周辺の居住環境や農業生産環境に配慮し、工業系土地利用への誘導が必要です。

□用途地域の指定のない白地地域の適正な土地利用規制

用途地域の指定のない白地地域には集落地のほか、まとまった優良農地が低地部を中心に広がっています。また、山麓から山地にかけては、水と緑豊かな自然環境が広がっています。

まとまった優良農地については、朝倉市の基幹産業である農業の生産基盤であることから、その保全に努める必要があります。

また、農用地区域に指定されていない農地については、地区の特性や今後の都市の将来像を考慮し、必要に応じて都市的な土地利用も許容しつつも、農地が持つ多面的機能を生かすために、できる限りの保全に努める必要があります。

山麓から山地にかけては、朝倉市をはじめ福岡県内の広い地域に生活用水を供給する役割を担っていることから、水と緑豊かな自然環境の保全に努める必要があります。

□準都市計画区域における適正な土地利用規制

朝倉地域や杷木地域の太田自動車道以南の低地部を中心に、準都市計画区域が指定されています。その低地部には、農用区域に指定されたまとまった優良農地が広がっています。また、筑後川沿いには、耶馬日田英彦山国定公園・筑後川県立自然公園が指定されています。

広い範囲に指定されている農用区域については、生産基盤となる優良農地の保全に努める必要があります。また、筑後川沿いについてもその自然環境の保全に努める必要があります。

一方で、朝倉地域及び杷木地域では、各支所周辺に、コミュニティセンターや生涯学習センターなどの機能が集積しており、地域拠点が形成されています。朝倉地域及び杷木地域における支所周辺の地域拠点では、その周辺の農地や山林等に配慮しながら、地域に必要な都市機能を誘導できるよう、適正な土地利用を進める必要があります。また、原鶴温泉地区でも、用途地域等に基づいた適正な土地利用の推進が必要です。

さらに、旧市町単位で指定された都市計画区域、準都市計画区域については、地区の特性や今後の都市の将来像を考慮し、必要に応じて都市計画区域の見直しの検討も必要です。

□都市計画区域外における自然環境の保全

朝倉市北部の山間部を中心に都市計画区域外となっています。都市計画区域外には、保安林や筑後川県立自然公園が指定されています。また、谷筋の開けた谷底平野では、集落地が点在するとともに、農用区域の指定もみられます。

都市計画区域外については、水と緑豊かな自然環境が広がっていることから、集落地の生活環境の向上に配慮しながら、自然環境の保全に努める必要があります。

2)都市施設に関する問題・課題

□国道 322 号や 386 号、県道など主要な幹線道路の整備促進

国道 322 号や 386 号、県道などは、都市間及び都市内の各地域を結ぶ主要な幹線道路です。しかし、交通量の多さから交通渋滞を引き起こしている路線や交通事故が多発する交差点等もみられます。

そのため、幹線道路である国道や県道などについては、未改良部分の整備や交差点改良などを進める必要があります。

□都市計画道路の整備推進

都市計画道路は 12 路線が指定されており、改良率は 71.2%となっています。

都市計画道路については、市街地内の根幹的な交通施設であり、用途地域に応じた適正な土地利用の推進のためにも、計画的にその整備を進めていく必要があります。

甘木駅周辺では、市の玄関口としてふさわしいまちづくりに向けて、交通結節機能の強化や拠点性の向上が求められており、(都)庄屋町東田線の起点周辺では円滑な自動車交通の妨げとなっているクランクが解消されるように線形を見直しました。今後は駅舎や駅前広場などの都市施設整備について、鉄道事業者との合意形成を進める必要があります。

□鉄道・バスなどの公共交通サービスの利便性の向上

鉄道は西日本鉄道甘木線と甘木鉄道があり、朝倉市と久留米市(西鉄)、佐賀県基山町(甘鉄)を結んでいます。

路線バスは 5 路線あり、加えてコミュニティバス等は 10 路線あります。これらは主として通学・通勤・買い物などの生活路線として利用されていますが、甘木幹線以外の路線は平均乗降人員(一往復あたりの利用者数)10 人未満となっており、今後は、人口減少や少子高齢化の進行、免許保有率の増加により、更に利用者が減ることが予想されます。しかし、路線バス等は地域公共交通ネットワークの一翼を担う必要不可欠の移動手段であり、市民や来訪者の利便性を高めるためにも、交通結節点での相互乗り入れや乗り継ぎ環境の向上など、公共交通サービスの充実による持続可能な交通システムの再構築が必要です。

高速バスは、福岡市中心部や福岡空港、長崎市中心部、大分市中心部などを結ぶ路線が運行されており、甘木 I C、朝倉 I C、杷木 I C 付近に乗車場が整備されています。市民や来訪者の利便性を高めるために、乗車場など待合施設の整備やパークアンドバスライド利用の駐車(輪)場の整備、路線バス等との乗り継ぎ環境などの向上が必要です。

□身近な公園や広場の整備

都市公園の供用率[※]は、福岡県平均を大きく上回っていますが、全国平均を下回っており、朝倉市の魅力のひとつである豊かな自然と調和した都市公園の整備が必要です。

また、災害や感染症等のリスクに対応するためにも、いざという時に利用できる、身近な公園や広場、オープンスペースの整備を進めるとともに、既存公園の再整備では、新しい生活様式への対応など、社会経済状況の変化を踏まえ、公園ごとに求められる役割を果たせるような整備や管理運営を進める必要があります。

※供用率とは、都市計画決定されている面積に対して、供用開始されている面積の割合です

□市街地における流域下水道などの整備

筑後川中流右岸流域下水道をはじめとする下水道の普及率、水洗化率は、福岡県平均を大きく下回っていますが、水洗化率は、政令指定都市を除く福岡県内の市町村平均を上回っています。

市街地における日常生活の利便性の向上や水質悪化防止の観点から、流域下水道をはじめとする下水道の整備を進め、普及率を上げるとともに、各家庭等との接続による水洗化率の更なる向上が必要です。

□集落地内などの生活道路や下水処理など生活環境関連施設の整備

国道や県道、都市計画道路以外の市道をはじめとする生活道路は、集落地内を中心に市民の生活に密着した道路として利用されています。また、集落地の下水処理は、農業集落排水などの集合処理や合併処理浄化槽による個別処理により処理されています。しかし、生活道路や下水処理施設の整備や改良が行き届いていない集落地などもみられます。

そのため、集落地における生活道路や下水処理施設の整備や設備の改良などにより、生活環境の向上を図ることが必要です。

□点在する観光・レクリエーション施設の有効利用とネットワーク化

朝倉市には、秋月地区や原鶴温泉、三連水車をはじめ各地に観光・レクリエーション施設、農産物直売所が点在しています。毎年 300 万人前後の観光客が朝倉市を訪れており、県内からの日帰り客が多いことが特徴です。

近年、ライフスタイルの多様化と社会の急速なデジタル化により、旅行のスタイルも変化しており、団体中心の旅行から個人旅行へと移行している状況も見られます。

今後は、これらの観光・レクリエーション施設、農産物直売所における個別の利用はもとより、県内でも有数の農業地域という朝倉市の強みを生かした、農業体験ができるフルーツ狩などを複合的に組み合わせるなど、グリーンツーリズムの推進を目指した滞在型観光への転換が必要です。そのためには、市内の観光・レクリエーション施設等を回遊できるよう、自家用車以外の交通手段の確保など各施設間のネットワーク化を図ることも必要です。



3)市街地整備に関する問題・課題

□中心市街地の再構築と都市機能の有効活用

中心市街地の人口密度は周辺と比較して高いですが、将来（2040年）の人口動向では人口密度が減少すると推計されており、中心市街地における人口減少は朝倉市の魅力低下につながる恐れもあります。

中心市街地の南側では、農地や駐車場等の低未利用地が散在しています。

甘木本通り商店街ではアーケードの撤去や道路の整備により、市街地環境は形成されたものの、住宅や駐車場としての利用がいまだに散在しており、まちのにぎわい創出に向けた新規店舗の立地誘導が必要です。また、中心市街地の南東部には新市庁舎移転を予定しており、その周辺には一定の都市機能の集積が望まれます。

今後は、人口減少や高齢化が進む中、行政機関や医療機関などの新旧の都市機能の有効活用を図りながら、地域公共交通と連携したコンパクト・プラス・ネットワークな中心市街地の再構築を行い、活性化を図る必要があります。

□朝倉地域及び杷木地域における地域拠点の整備

朝倉地域及び杷木地域の支所の周辺では、生涯学習センターやコミュニティセンター、図書館などが集積しています。

今後の人口減少や少子高齢化の進行に対応するために、各地域の地域拠点が中心となり、地域の生活利便性を支えていく必要があります。

そのため、これらの都市機能の維持を行い、コミュニティの活性化を図りながら、生活利便施設を集約的に立地誘導し、将来にわたって暮らし続けられる持続可能な地域拠点の整備が必要です。

□市街地内の生活環境の維持・向上

用途地域内における市街地では、広く住居系用途地域が指定されていることもあり、住宅を中心に公共施設が立地していますが、農地や低未利用地、中小規模の工場の立地もみられます。

空き家・空き地の増加により防犯性などの生活環境が悪化しないように、空き地等の利活用の促進が必要です。

市街地内の連携では、交通ネットワークの利便性向上や駅前の交通結節機能の強化を図り、コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくりにつながる土地利用の推進が必要です。

生活環境関連施設では、整備状況が福岡県平均よりも下回っている下水道や身近な公園・広場などの整備を進め、良好な生活環境の維持・向上を図ることが必要です。

□用途地域外の計画的住宅地における生活環境の維持

美奈宜の杜地区は、水と緑豊かな自然環境のなかに計画的に整備された住宅地であり、定年後のセカンドライフのために移り住んで来られた人々に、暮らしに安らぎと潤いを与えています。一方で、中心市街地などからは距離もあり、公共交通サービスはバスに限られています。

近年、美奈宜の杜地区でも急速な高齢化が進み、人口が減少している町丁も見られます。

今後は、自然環境に囲まれた住宅地における良好な生活環境を維持することはもとより、公共交通サービスの充実や商業・サービス業など日常生活の利便性の向上、医療体制の充実などが必要です。

4)都市の環境に関する問題・課題

□筑後川水系が形成する低地部の農用地区域など優良農地の保全

筑後川をはじめ小石原川や佐田川によって形成された筑紫平野の低地部では、農用地区域に指定されたまとまった優良農地が広がっています。その農地では、野菜のほか果実や米などが生産されており、朝倉市の基幹産業である農業を担っています。

福岡県で4位の農業産出額を誇る朝倉市の農業を、今後も維持、成長させていくために、筑紫平野のまとまった優良農地の保全を図る必要があります。

□筑紫山地が創る水と緑の自然環境の保全と活用

朝倉市では、江川ダム・寺内ダムの2つのダムに加え3つ目のダムとして小石原川ダムの運用が始まりました。これらは、肥沃な農業地帯である両筑平野へ農業用水を補給するとともに、福岡・佐賀両県内の生活用水や朝倉市の工業用水を供給する重要なライフラインとしての機能を果たしています。

また、これらのダムが位置する筑紫山地は、筑後川県立自然公園や保安林に指定されており、緑あふれる自然環境が形成されています。

今後も、朝倉市やその周辺市町村に安定的な用水供給を行うとともに、人々に潤いある豊かな緑を残せるよう、筑紫山地の自然環境の保全と山林が持つ多面的な機能の活用を図ることが必要です。

□筑後川や筑紫山地、筑紫平野の田園風景など朝倉らしさを感じる自然景観の保全

筑後川や小石原川、佐田川などの水辺の風景、これらの河川によって形成された筑紫平野の田園風景、そして筑紫平野から筑紫山地にかけての森林景観、これらは、朝倉市を形成する自然景観であり、朝倉らしさを感じる風景です。

これらの風景や景観は、人々に朝倉らしさとともに、安らぎを与えており、今後も、都市的土地利用との調和を図りながら、これらの自然景観を保全することが必要です。



写真：小石原川ダム

□市内の歴史・文化資源の保存・保全と活用

朝倉市内には多くの歴史的、文化的資源が存在します。多重環濠集落として知られる平塚川添遺跡は邪馬台国時代とも言われる弥生時代後期の村の様子を示す好例であり、山麓を中心として前方後円墳などの古代の有力者の墳墓や旧石器・縄文といわれる太古の人々の生活の痕跡が残されています。

また、朝倉の名前の由来とされる「朝（あさ）なお闇（くら）き」と語った斉明天皇と縁の深い恵蘇八幡宮をはじめ、医王山南淋寺や普門院など多くの古社・古刹が今に残されています。そして、秋月城とその城下町は、伝統的建造物群保存地区に指定され、筑前の小京都として観光客に親しまれています。

生活文化としては、筑後川の治水のための山田堰や高い土地へ安定的に農業用水を供給するための堀川と三連水車など、先人の知恵が凝縮された多くの資産が私たちの生活の中に生きています。

これら朝倉市が有する歴史・文化資源は、さらに未来へと継承を図る必要があり、また観光・レクリエーション機能も有していることから、他の観光施設などとともに連携を図りながら、保存と保全、そして有効な利用を図る必要があります。

5)都市の安全に関する問題・課題

□誰もが安全・安心に暮らせる都市空間づくりの推進

朝倉市では人口減少や少子・高齢化が進行しています。子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが安全・安心に徒歩や自転車、ベビーカーや車いすなどで暮らすことができるように配慮したまちづくりが求められています。

そのため今後は、公共施設や道路などのバリアフリー化、交通安全施設の設置や通学路での歩行空間の整備など更なる安全性の確保への取り組みや、少子高齢化に対応した都市空間づくりが必要です。

子育て世代をはじめ、誰もが安心して暮らせるように、防犯対策として、街路灯や防犯カメラの設置、SNSなどを活用した防犯情報の発信など、ハード・ソフトの両面から犯罪抑止力の高いまちづくりに向けた取り組みが必要です。

また、住み良いまちづくりを進めるなかでは、福祉の充実とともに、医療の充実も欠かせません。なかでも、緊急時への対応では、救急医療機関への速やかなアクセスが求められます。二次救急医療機関である朝倉医師会病院、甘木中央病院、朝倉健生病院の3病院は甘木地域に集まっており、三次救急医療機関である久留米大学病院高度救命救急センターや聖マリア病院救命救急センターは市域外の久留米市にあります。

そのため、速やかな患者の搬送には、これらの病院へとつながる国道や県道、大分自動車道の各インターチェンジへのアクセス道路の整備も必要です。

□自然災害に強い安全・安心のまちづくりの推進

朝倉市は、平成29年7月九州北部豪雨によって大きな自然災害に見舞われました。記録的な豪雨の影響により、山地部の中小河川では、同時多発的な斜面崩壊や土石流が発生し、土砂災害による直接的な被害のほか、洪水が大量の土砂や流木とともに流下したことで、土砂による河道埋塞や橋りょうへの流木の集積により河川の氾濫も起き、市内の広範囲で数多くの浸水被害が発生しました。

また、福岡県内では、平成17年の福岡県西方沖地震や平成15年の四王寺・三郡山系災害などがあり、被害がでています。朝倉市でも北部から東部にかけては筑紫山地の山々が連なっており、急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域に指定された区域もあります。

近年では、今までの想定を上回る局地的な集中豪雨が増加しており、これに伴う崖崩れや土砂災害、河川の氾濫や浸水といった被害の発生が懸念されています。

朝倉市では「地域防災計画」、「朝倉市復興計画」に加え「朝倉市地域強靱化計画」を策定しており、災害復興とともに、治水治水対策などの災害予防はもとより、災害時の避難所や避難路の確保など災害や危機に強いまちづくりを進める一方で、災害ハザードマップの活用による市民の防災意識の高揚など、大災害時の被害を最小限に抑えるための防災・減災に向けた取り組みをより一層強化していくことが必要です。

2.問題・課題の整理

朝倉市を取り巻く環境の変化

－時代の潮流

- 人口減少・少子高齢化の進展
- 地方分権の推進
- 協働社会への転換
- 地球環境問題の顕在化
- 高度情報化社会の進展
- 広域交流・連携の進展
- SDGs（持続可能な開発目標）の推進



第3次朝倉市総合計画（令和5年3月）

朝倉市の将来像

人、自然、歴史が織りなす
水ひかる 朝倉



朝倉市の現状

- 人口・世帯数：人口減少、少子高齢化の進展、中心市街地の一部と農山村地域での高い高齢化
- 通勤・通学：福岡市、久留米市との深いつながり
- 就業人口：第1次・第2次産業の高い就業割合、就業人口の減少
- 農業：福岡県第4位の農業産出額、野菜・果実を主とした農業生産
- 商業：1,000億円前後で推移する商業販売額、甘木インターチェンジ周辺の大型店の立地
- 工業：3,200億円前後で推移する工業出荷額（飲料品、ゴムを主とした製造品出荷額）
- 観光：歴史・文化資源を主とした豊富な観光資源
- 土地利用：用途地域内を中心にまとまった市街地、用途地域内に残存する農地、インターチェンジ周辺や幹線道路沿道に広がる市街化
- 土地利用規制：まとまって広がる低地部の農用地区域と山地部の保安林
- 開発状況：用途地域外にも広がる農地転用、開発許可、建物の新築
- 交通状況：市街地を中心に13,000台/12hを超える交通量の多い複数の幹線道路、利用減少が進む鉄道・バス
- 都市施設：整備水準の低い都市計画道路、公共下水道
- 災害復興：九州北部豪雨からの復興



市民の意向

- 歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保
- 甘木駅周辺と新市庁舎周辺を含めた、新たな回遊性を生み出すまちづくり
- 身近で利用しやすい公園や子供の遊び場などの整備
- 娯楽・レジャー施設、観光施設、医療・商業施設の充実、公益施設の維持
- 鉄道やバスなどの公共交通機関の運行本数維持や路線の確保、交通結節点における機能の強化
- 甘木駅周辺の駐車場や乗降場整備など、自動車の利便性向上と、安全に通行できる歩道の整備、駅・駅前広場のバリアフリー化
- 新市庁舎周辺の交通環境の改善、都市機能集積、都市空間の再編
- 山並みの眺望や田園風景など、自然の豊かさの維持向上
- 交通事故に対する安全性の向上
- 災害に強く安全・安心に暮らせる防災拠点施設の整備
- イベントスペースなど賑わいの創出

朝倉市が抱える問題・課題

【土地利用】

- 用途地域内における適正な土地利用の推進
- 甘木インターチェンジ周辺における計画的な土地利用
- 市の玄関口にふさわしい駅前形成・活性化につながる土地利用の推進
- 新市庁舎移転予定地周辺における新たな拠点形成へ向けた土地利用への誘導
- 企業立地の誘導や地域経済の活性化を促す土地利用の推進
- 用途地域の指定のない白地地域の適正な土地利用規制
- 準都市計画区域における適正な土地利用規制
- 都市計画区域外における自然環境の保全

【都市施設】

- 国道 322 号や 386 号、県道など主要な幹線道路の整備促進
- 都市計画道路の整備推進
- 鉄道・バスなどの公共交通サービスの利便性の向上
- 市街地内における身近な公園や広場の整備
- 市街地における流域下水道などの整備
- 集落地内などの生活道路や下水処理など生活環境関連施設の整備
- 点在する観光・レクリエーション施設の有効利用とネットワーク化

【市街地整備】

- 中心市街地の再構築と都市機能の有効活用
- 朝倉・杷木両地域における地域拠点の整備
- 市街地内の生活環境の維持・向上
- 用途地域外の計画的住宅地における生活環境の維持

【都市の環境】

- 筑後川水系が形成する低地部の農用地区域など優良農地の保全
- 筑紫山地が創る水と緑の自然環境の保全と活用
- 筑後川や筑紫山地、筑紫平野の田園風景など朝倉らしさと感じる自然景観の保全
- 市内の歴史・文化資源の保存・保全と活用

【都市の安全】

- 少子・高齢化に対応した安全・安心な都市空間づくりの推進
- 自然災害に強い安全・安心のまちづくりの推進

第4章 都市の将来像

第4章 都市の将来像

1. 都市づくりの基本理念

朝倉市は、平成18年3月に甘木市、朝倉町及び杷木町が合併し誕生しました。朝倉市は古くから交通の要衝であり、今日でも大分自動車道をはじめ、国道322号と386号、500号が交差する朝倉市郡の中心都市です。また、交通利便性の良さから商業・サービス業を中心とする都市ではありますが、大規模な工場がいくつも立地する産業拠点としての役割も、朝倉市は担っています。さらには、福岡県第4位の農業産出額を記録するなど農業生産性の高い都市でもあります。

その一方で、筑紫山地から連なる山々は、朝倉市をはじめ周辺市町村に水と緑を与え、筑紫平野には、人々に朝倉らしさを感じさせる田園風景が広がっています。また、邪馬台国や秋月藩などにまつわる歴史・文化遺産が数多く残されており、朝倉市は、地域資源に恵まれた都市といえます。

しかし、今後の朝倉市では、人口減少や少子高齢化の進展が予測されるなか、中心市街地の衰退、農村地域の過疎化、公共下水道や都市計画道路の整備の遅れ、公共交通の利便性の低さ、スプロール的な土地利用の進展など、様々な都市問題が生じています。今後、朝倉市の都市づくりでは、これらの問題・課題などに対応した都市構造の転換、適正な土地利用の推進、都市施設の計画的な整備などが求められています。

こうしたなか、令和5年3月に策定された「第3次朝倉市総合計画」では、朝倉市が甚大な被害を受けた「平成29年7月九州北部豪雨災害」からの復旧・復興を経て、被災前よりも全ての世代に元気で笑顔があふれ、再び輝く朝倉市を目指すという想いも込め、「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」を朝倉市の将来都市像として設定しています。

そこで、この将来都市像を基に、都市の現状や市民の意見から明らかになった問題点や課題を踏まえて、20年後の朝倉市における都市づくりのあり方を示す都市計画マスタープランの「都市づくりの基本理念」を次のように定めます。

都市づくりの基本理念

水と緑を育み 街を潤す

歴史と文化が薫る 交流拠点都市・朝倉の創造

2.都市の将来像

1)将来人口

朝倉市の人口は、令和2年（2020年）の国勢調査では50,273人ですが、年々減少傾向にあります。

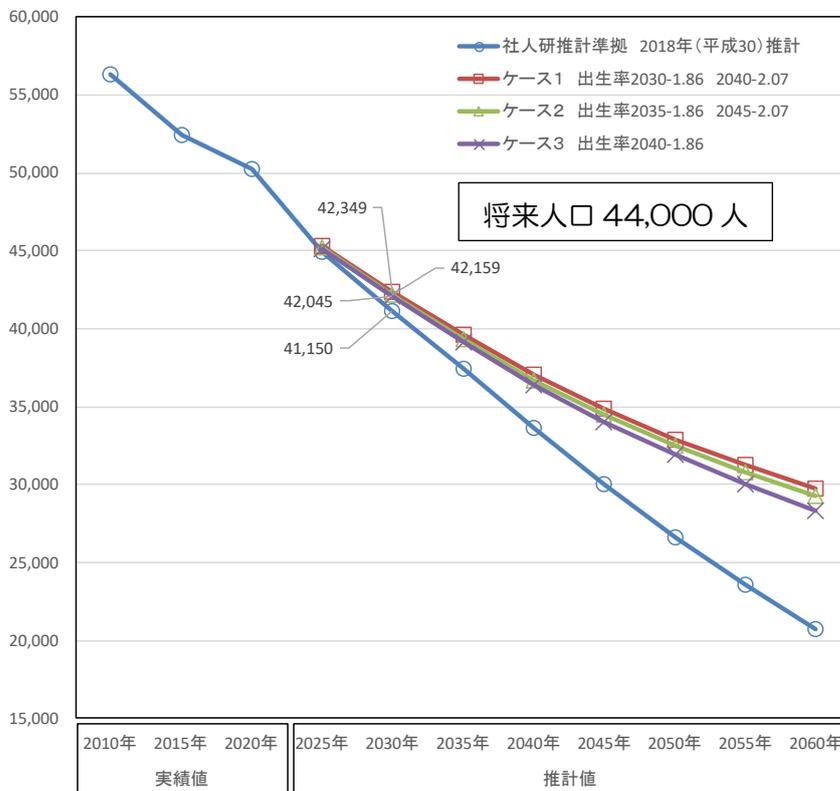
「第3次朝倉市総合計画」（令和5年3月）における将来人口の考え方は、「朝倉市人口ビジョン」による将来人口の推計値と整合を図ることとされています。

「朝倉市人口ビジョン（令和2年3月）※」によると、令和12年（2030年）は約42,000人～約42,300人と推計されています。

一方、「国立社会保障・人口問題研究所 平成30年（2018年）」によると令和12年（2030年）は約41,200人と推計されています。

本計画では、将来都市像や前述までの動向を踏まえ、計画的な土地利用、都市計画を推進することにより、目標年次となる令和12年（2030年）の将来人口を44,000人と設定します。

■朝倉市人口の将来展望 資料：朝倉市人口ビジョン（R2.3改訂）



2	2035年(令和17年)	2045年(令和27年)	2045年(令和27年)
3	2040年(令和22年)	出生率1.86で推移	2045年(令和27年)

※将来人口を展望するにあたっては、自然増減については市民が希望する出生率 1.86 及び人口が超長期に均衡する出生率 2.07 の達成年を設定し、また社会増減については人口移動の均衡年を令和27年(2045年)に設定し、3つのケースで推計しています

(単位:人)

	実績値			推計値								
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
社人研推計準拠 2018年(平成30)推計				44,888	41,150	37,411	33,658	30,016	26,661	23,584	20,716	
ケース1 出生率2030-1.86 2040-2.07	人口移動 2045均衡	56,353	52,444	50,273	45,324	42,349	39,608	37,045	34,857	32,911	31,231	29,757
ケース2 出生率2035-1.86 2045-2.07					45,221	42,159	39,337	36,690	34,476	32,494	30,766	29,240
ケース3 出生率2040-1.86					45,160	42,045	39,158	36,432	34,059	31,913	30,014	28,297

2)将来都市構造

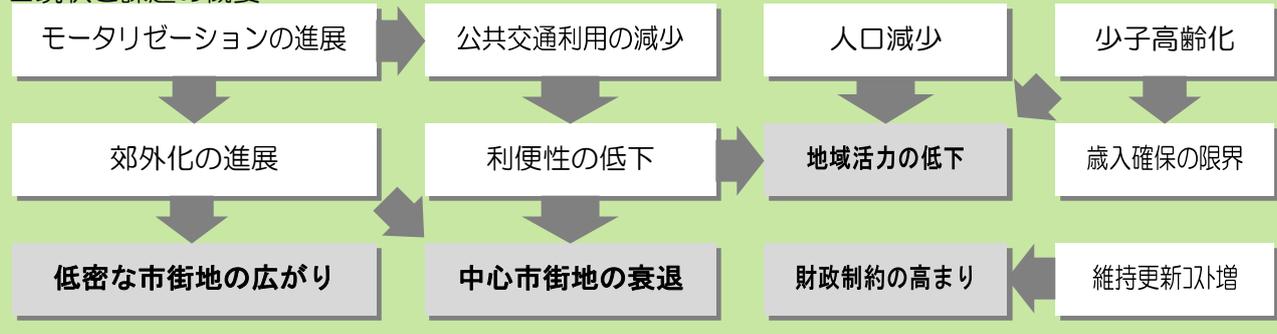
現在の土地利用、道路交通網、公園やレクリエーション施設の配置などを基に、朝倉市の現状と問題・課題、第3次朝倉市総合計画や福岡都市圏都市計画区域マスタープランなどの上位・関連計画における広域的条件などを踏まえて、将来の都市構造を設定します。

朝倉市では、大分自動車道など幹線道路の整備やモータリゼーションの進展、公共交通機関の利用者数や路線数の減少などに伴い、市街地の拡大が進み、中心市街地では空き家や空店舗が増加しています。また、朝倉市では、若者など労働力となる生産年齢人口の減少、少子・高齢化の進展や人口減少も進んでおり、既成市街地や農村集落からは活気や活力が失われ、地域コミュニティの低下もみられます。

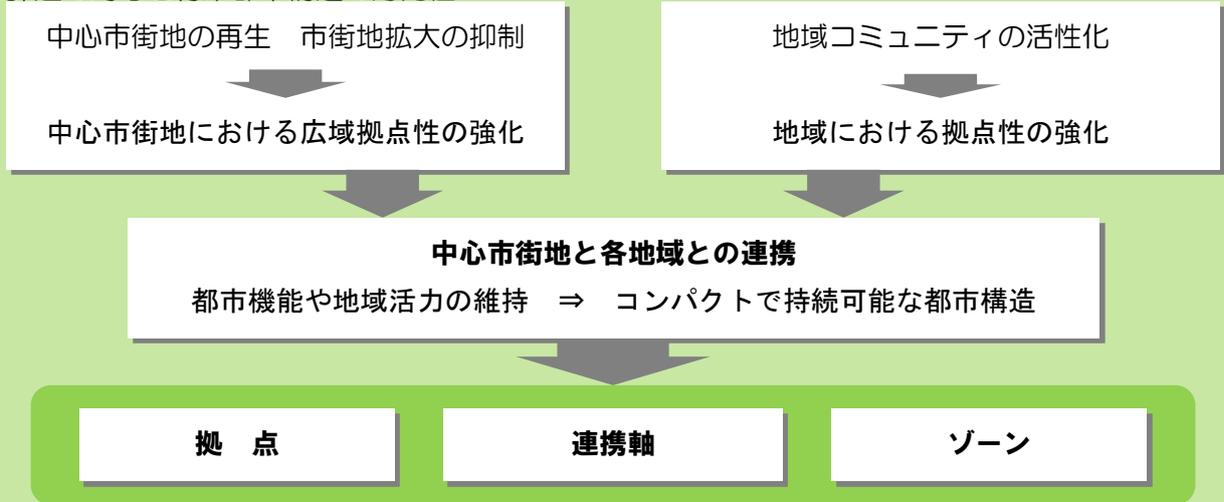
朝倉市の将来都市構造では、このような課題に対して、地域における「強化」と地域間の「連携」を図ることで、都市機能や地域活力を維持し、暮らし続けることができるコンパクトで持続可能なまちづくりを進めるべく、「拠点」、「連携軸」、「ゾーン」の3つの構成要素によって構成します。

■将来都市構造の考え方

□現状と課題の概要



□課題の対応と将来都市構造の方向性



◆拠点：都市的な機能の集積を目指す地域として、人、物、情報などを集積し、中心性を高めます。

都市拠点	○中心市街地及びその周辺を都市拠点として位置づけ、朝倉市の中心拠点としての役割はもとより、朝倉市郡の拠点として、既存ストックを生かしながら、行政機関をはじめとする保健・福祉機能や交流機能、広域商業機能や地域商業機能などの都市機能の集積を図ります。
地域拠点	○朝倉地域及び杷木地域の支所及びその周辺を地域拠点と位置づけ、生涯学習センターや図書館、コミュニティセンターなどの教育・福祉機能とともに、日常生活に不可欠な商業施設などの都市機能の集積と居住環境の保全を図ります。
産業拠点	○平塚工業団地などの大規模工場を産業拠点として位置づけ、産業機能の集積を図ります。
レクリエーション拠点	○秋月城跡やあまぎ水の文化村、平塚川添遺跡公園、三連水車の里あさくら、原鶴温泉周辺などの施設を観光・レクリエーション拠点として位置づけ、歴史や文化、自然などとふれあえる施設・設備の充実を図ります。 ○甘木公園や甘木 B&G 海洋センター、朝倉球場や杷木球場とそれぞれの周辺に位置するゲートボール場やテニスコートなどの体育施設をスポーツ・レクリエーション拠点として位置づけ、スポーツや健康づくりができる施設・設備の充実を図ります。 ○スポーツ・レクリエーション系施設や公園については、指定避難所・指定緊急避難場所としての役割も担うことから、老朽化に伴う施設・設備の適切な維持管理を図ります。
住宅団地	○用途地域外の美奈宜の杜地区を住宅団地と位置づけ、良好な居住環境の維持に努めます。

◆連携軸：道路を中心として、各拠点を結び、人や物、情報など都市活動に必要な機能を誘導します。

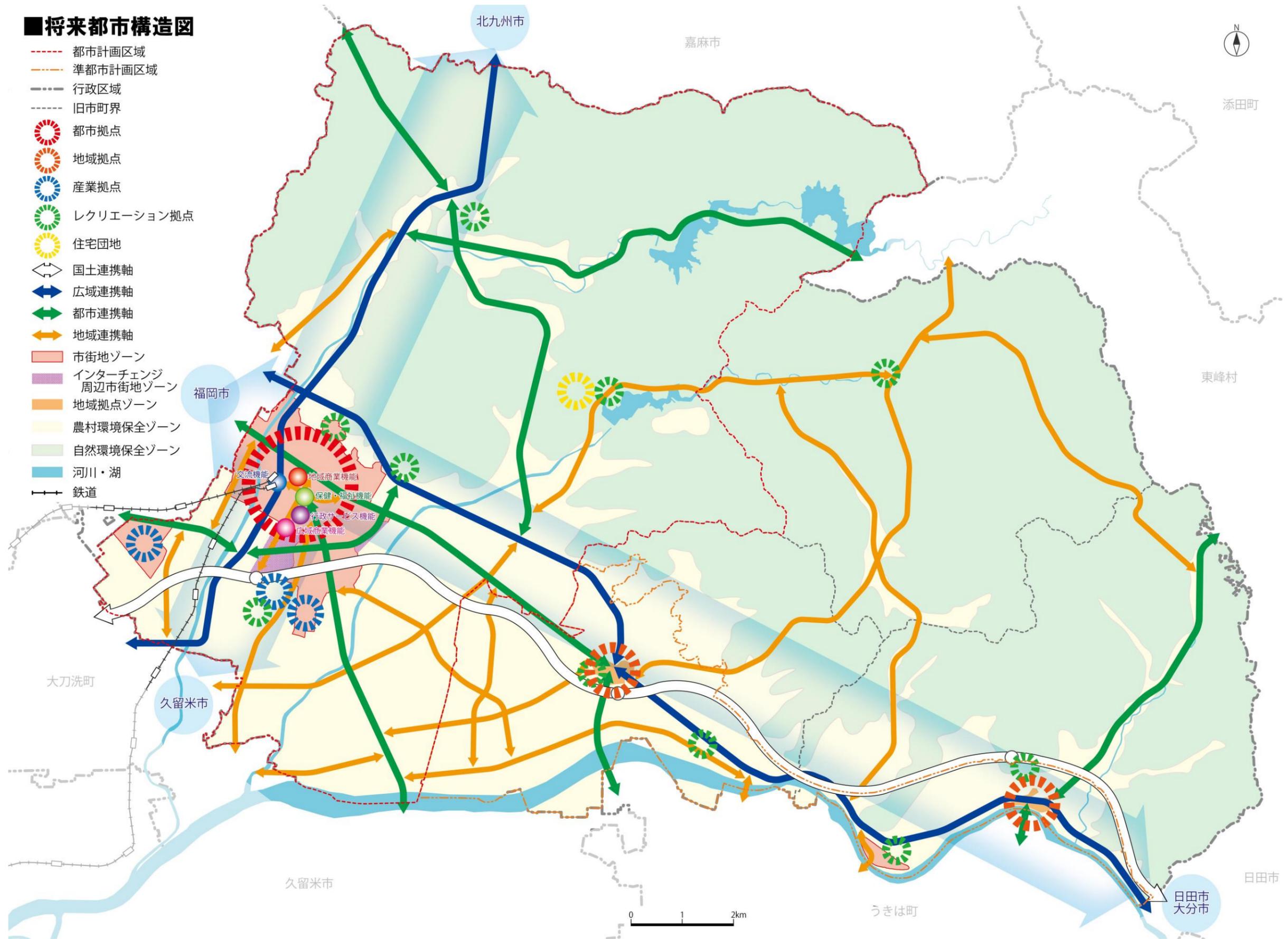
国土連携軸	○大分自動車道は、朝倉市と福岡市や大分市をはじめ九州各地や本州などとを結ぶ国土連絡軸と位置づけます。
広域連携軸	○国道 322 号や国道 386 号は、朝倉市と福岡市、北九州市、久留米市、日田市とを結び、国土連携軸を補完する広域連携軸として位置づけます。
都市連携軸	○国道 500 号や国道 386 号 [(一) 福岡日田線]、(主) 甘木田主丸線などの一般国道や主要地方道、一般県道は、久留米市やうきは市、日田市、嘉麻市、筑前町、大刀洗町、東峰村などの近隣市町村との連携や交流を促進し、国土連携軸や広域連携軸を補完する都市連携軸として位置づけます。
地域連携軸	○(主) 朝倉小石原線や(主) 鳥栖朝倉線、(一) 塔ノ瀬十文字小郡線などの主要地方道や一般県道等は、甘木地域や朝倉地域、杷木地域を結びつけ、地域間の連携強化を図り、国土連携軸や広域連携軸、都市連携軸を補完する地域連携軸として位置づけます。

◆ゾーン：「拠点」と「連携軸」を中心に構成される面的な広がりを持つ地域として区分し、土地利用の方向性を示します。

市街地ゾーン	○現在の用途地域を市街地ゾーンと位置づけ、都市機能の集積や充実を図るとともに、適正な土地利用規制と市街地整備により、良好な市街地の創出に努めます。
インターチェンジ周辺市街地ゾーン	○甘木インターチェンジ周辺の幹線道路沿道をインターチェンジ周辺市街地ゾーンに位置づけ、交通利便性を生かした様々な機能の集積や充実を、適正な土地利用規制と市街地整備により進め、市街地ゾーンと連担する良好な市街地の創出に努めます。
地域拠点ゾーン	○朝倉地域及び杷木地域の既成市街地を地域拠点ゾーンと位置づけ、公共公益施設の充実や日常生活の利便性の向上など地域の特性に応じた拠点形成を図るとともに、地域コミュニティの維持・活性化に努めます。
農村環境保全ゾーン	○集落地や低地部の農地については、集落と農地が共生する農村環境保全ゾーンと位置づけます。 ○集落地では、居住環境の維持・向上や農業生産環境の保全を図ります。 ○まとまった優良農地では、自然の恵みである農作物を供給できるようにその保全に努め、朝倉市の基幹産業の一つである農業振興を進めます。
自然環境保全ゾーン	○朝倉市の北部から東部にかけて広がる山地部は、自然環境保全ゾーンと位置づけます。 ○豊かな水源や森林など自然の恵みを提供できるように、自然環境の保全に努めるとともに、森林の多面的機能を有効に活用します。

■将来都市構造図

- 都市計画区域
- 準都市計画区域
- 行政区
- 旧市町界
- 都市拠点
- 地域拠点
- 産業拠点
- レクリエーション拠点
- 住宅団地
- ⇄ 国土連携軸
- ⇄ 広域連携軸
- ⇄ 都市連携軸
- ⇄ 地域連携軸
- 市街地ゾーン
- インターチェンジ
周辺市街地ゾーン
- 地域拠点ゾーン
- 農村環境保全ゾーン
- 自然環境保全ゾーン
- 河川・湖
- +— 鉄道



第5章 全体構想

第5章 全体構想

1.土地利用の方針

1)土地利用に関する基本的な考え方

◆用途地域内での計画的な土地利用の規制・誘導の推進

- 良好な市街地の形成と都市機能の充実を図るため、現在の用途地域の範囲を中心に、適正かつ計画的な土地利用規制を進めます。
- 中心市街地では、公共公益施設の集約を図るとともに、土地の有効利用を進め、魅力ある中心市街地を形成します。
- 住宅地における良好な居住環境の維持・向上に努めるとともに、日常生活の利便性向上を図るために、都市基盤施設の充実を進めます。
- 大分自動車道をはじめとする広域交通体系の確立にあわせて、工業団地や流通業務施設、商業業務機能のほか、保健・医療・福祉機能や教育・文化機能などを適切に配置します。
- 住工混在地区や用途地域の指定が現状の土地利用と一致していない地区などでは、居住環境の保全に努めるとともに、用途地域の見直しや特別用途地区の指定、地区計画の導入など必要に応じて検討します。
- 甘木駅周辺は、交通結節点としての機能強化を推進するとともに、(都)庄屋町東田線の整備を契機とした市の玄関口にふさわしい賑わいの創出に繋がる土地利用の誘導を図ります。
- 新市庁舎の移転予定地周辺では、市の新たな活力創出に資する適切な土地利用の誘導を図ります。

◆用途地域外での適正な土地利用の規制・誘導

- 用途地域の指定のない都市計画区域内では、農林業生産環境に配慮しながら、集落地の居住環境の維持・向上に努め、計画的な土地利用の推進に努めます。
- 用途地域に隣接する地区や幹線道路沿道、甘木インターチェンジ周辺では、周辺の農地や住宅地との調和を図りながら、用途地域の拡大や特定用途制限地域の指定、地区計画の活用などの土地利用規制と計画的な都市基盤の整備により、良好な市街地の誘導を図ります。
- 重要伝統的建造物群保存地区に選定されている秋月地区の伝統的建造物群保存地区については、歴史的建造物や町並み、景観などの保存・保全に努めます。
- 戸建住宅を中心とした美奈宜の杜地区では、日常生活の利便性の向上を図りながら、良好な居住環境の維持に努めます。
- 筑紫平野のまとまった優良農地、ほ場整備などの基盤整備を実施した農地、営農意欲の高い農地などでは、農業生産環境の維持・向上のため、積極的に農地の保全に努めます。

◆準都市計画区域での土地利用規制の推進

- 旧市町の行政界を主として定められた都市計画区域及び準都市計画区域については、一体的な整備・開発及び保全の観点から、準都市計画区域の都市計画区域への指定変更を検討します。
- 準都市計画区域では、農業生産環境に配慮しながら、集落地の居住環境の維持・向上に努め、計画的な土地利用の推進に努めます。
- 朝倉地域及び杷木地域の市街地周辺では、周辺の農業生産環境に配慮しながら、日常生活における利便性の向上と居住環境の保全に努めます。
- 原鶴地区では、用途地域（商業地域）や特別用途地区（観光地区）において、計画的な土地利用を推進し、賑わいと風情のある温泉観光地の形成を図ります。
- 筑紫山地の森林や筑後川水系の河川などの自然環境や自然景観、筑紫平野を中心に広がる農林業生産環境の保全に努めるとともに、地域の特性に応じて集落地における居住環境の維持・向上を図ります。

◆都市計画区域外及び準都市計画区域外での土地利用の維持・保全

- 都市計画区域外及び準都市計画区域外では、森林や河川などの自然環境や自然景観、農林業生産環境の維持・保全に努めます。
- 集落地では、地域の特性に応じて、居住環境の整備・充実や生活基盤となる農林業の振興などを進めるとともに、周辺の農業生産環境と調和した適正な土地利用規制により、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

2)土地利用計画と配置の方針

区 分	土地利用の方針
中心市街地	<p>○中心市街地では、既存の都市機能を生かしながら、公共公益機能の集約を図るとともに、保健・福祉機能や交流機能、地域商業機能などの様々な都市機能の集積を生かし、魅力ある中心市街地を形成します。</p> <p>○中心市街地の縁辺部を走る（一）福岡日田線や（一）甘木停車場線などでは、商業施設の立地も進んでいることから、今後も商業業務地としての土地利用を進めます。</p> <p>○歩行空間はバリアフリー化し、子どもから高齢者、障がいのある方など、だれもが気軽に訪れ楽しめる、回遊性の高い歩行者ネットワークの形成を進めます。</p> <p>○商業・サービス機能を担う甘木本通りなどの商店街では、修景に配慮した道路など既存インフラを活用するとともに、空き店舗や低未利用地対策等、商業機能の維持向上を図ります。</p> <p>○西日本鉄道と甘木鉄道の甘木駅周辺では、市の玄関口にふさわしいまちづくりに向けて必要となる都市施設の整備など、交通結節点としての機能強化を図るとともに、周辺街区の土地利用の活性化を図ります。</p> <p>○新市庁舎の移転予定地周辺は、新たな拠点として位置づけ、市民サービスや生活利便性を向上させる都市機能を誘導・集積させるエリアとします。</p>
地域中心地	<p>○朝倉地域及び杷木地域の市街地周辺では、既存の都市機能を生かすとともに、中心市街地と連携・補完しながら、地域拠点としての日常生活の利便性の向上と居住環境の保全に努めます。</p>
沿道商業地	<p>○中心市街地から甘木インターチェンジに向かう（都）馬場口大町線沿道では、教育・文化機能などとともに、沿道サービス型の商業施設の立地が進んでいることから、今後も沿道サービス型商業地としての土地利用を進めます。</p>
インターチェンジ周辺市街地	<p>○甘木インターチェンジ周辺の幹線道路沿道に形成されている市街地では、ショッピングセンターや家電専門店などの小売店舗の立地が進んでいることから、用途地域の拡大など適切な土地利用規制を定め、今後も沿道サービス型商業地としての土地利用を農業生産環境に配慮しながら進めます。</p>
工業地	<p>○甘木インターチェンジ周辺の平塚工業団地などの工業地では、工業の振興を図るとともに、周辺の居住環境や農業生産環境に配慮した土地利用を促進します。</p>
複合利用地	<p>○国道 322 号や（一）下浦甘木線の沿道などでは、中小工場をはじめとする各種事業所の立地を進めつつ、住宅地として居住環境の保全に努めます。</p>
一般住宅地	<p>○中心市街地周辺の住宅地では、日用品などを提供する店舗や事務所などの立地を許容する住宅地として、居住環境の保全に努めます。</p>
専用住宅地	<p>○丸山団地や頓田地区などの戸建住宅が中心の住宅地では、今後も良好な居住環境の維持に努めます。</p>

区 分	土地利用の方針
郊外住宅地	○美奈宜の杜地区では、日常生活の利便性の向上を図りながら、良好な居住環境の維持に努めます。
温泉観光地	○原鶴地区では、用途地域（商業地域）や特別用途地区（観光地区）により、適正な土地利用を推進し、賑わいのある温泉観光地の形成を図ります。
歴史環境 保全地	○秋月地区の伝統的建造物群保存地区では、歴史的建造物や町並み、景観などの保存・保全に努めます。
農村環境 保全地	○用途地域のない都市計画区域及び準都市計画区域内では、できる限り農地の保全に努めながらも、地域の実情に応じて、農業生産環境に調和した都市的な土地利用を適正に進めます。 ○農用地では、ほ場整備や農道、用排水路などの整備を進めるとともに、筑紫平野のまとまった農用地、ほ場整備などの基盤整備を実施した農用地、営農意欲の高い農用地などの優良農用地では、その保全に努めます。 ○集落地では、生活道路の整備や下水処理など居住環境の保全に努めるとともに、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
自然環境 保全地	○市域の北東部に広がる山地部では、森林の多面的機能を有効活用するため、土砂流出などの防災機能や水源かん養機能の維持を図るとともに、自然環境や自然景観の保全、森林の育成などを図ります。
レクリエー ション地	○秋月城跡やあまぎ水の文化村などの観光・レクリエーション施設、甘木公園をはじめとするスポーツ・レクリエーション施設については、レクリエーション機能の充実を図ります。

□ 中心市街地の範囲

本市の中心市街地は「中心市街地の活性化に関する法律」の第2条の定義を踏まえて、以下のとおりとします。

- ①福岡県が定めた福岡都市圏都市計画区域マスタープランによる「広域拠点」と都市再生整備計画「新プラン21」の事業エリアを含む範囲とします。
- ②商業・業務機能などが集積する商業系用途地域（商業地域・近隣商業地域）を含む範囲とします。
- ③甘木駅（西日本鉄道、甘木鉄道）及びその周辺を含む街区の範囲とします。
- ④その境界については、主に国道・県道及び河川で囲んだ範囲を基本に、南北については、公共施設（北側：甘木郵便局等、南側：ピーポート等）を含む市道などの道路で囲む街区の範囲とします。

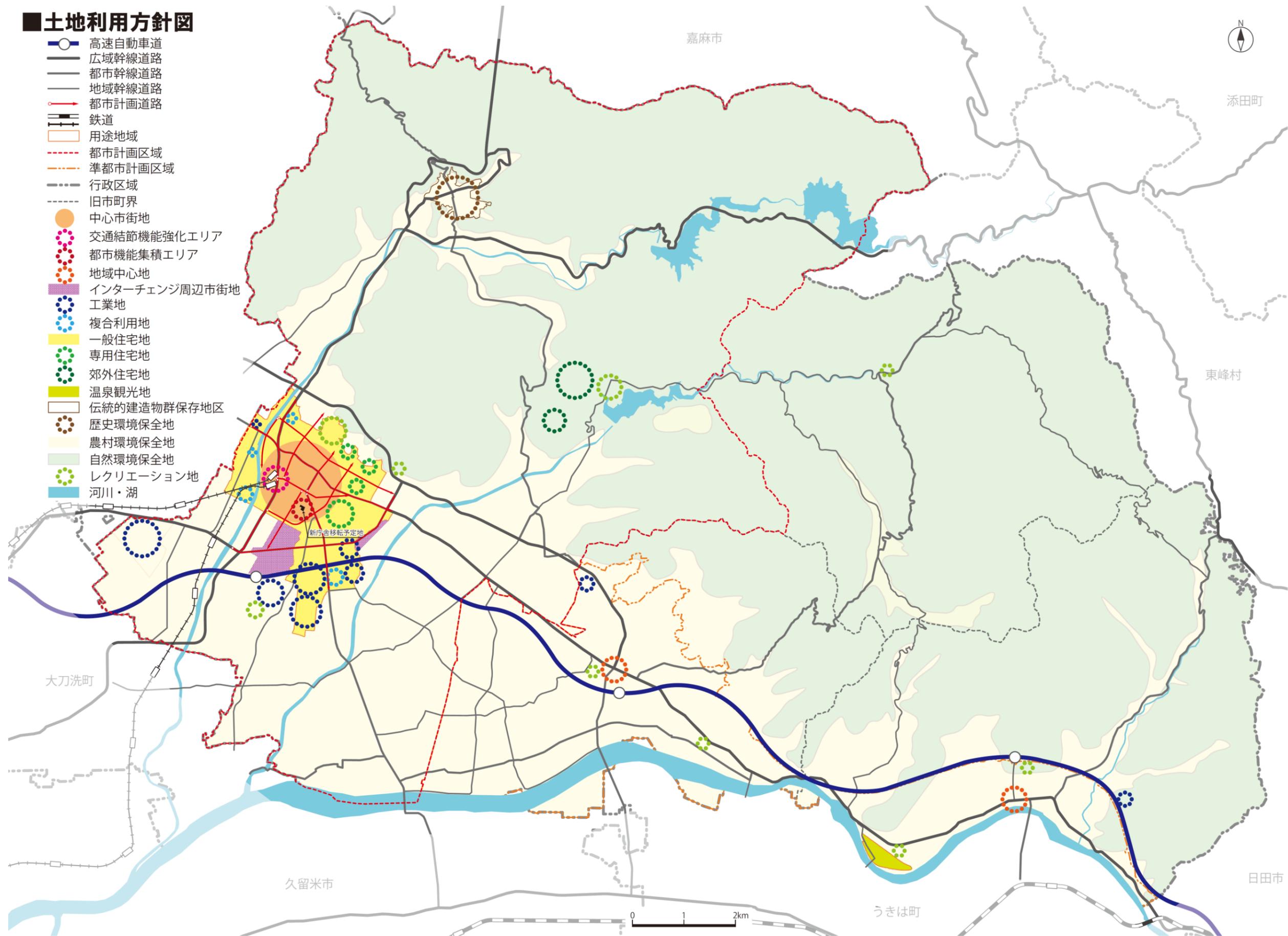
中心市街地の活性化に関する法律（抜粋）

（中心市街地）

第2条 この法律による措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するもの（以下「中心市街地」という。）について講じられるものとする。

- 1 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。
- 2 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。
- 3 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

■土地利用方針図



○朝倉市が目指すべき将来像の実現に向けて、市内では立地特性に応じた様々な課題が顕在化しており、中心市街地では魅力やにぎわいをさらに高めていくための都市機能の集積や再編整備などが課題となっています。

土地利用方針図の実現に向けて、これからの都市計画に対応した健全な都市機能、良好な居住環境の形成に繋がるように、用途地域の見直しや特別用途地区の指定、地区計画の導入などを必要に応じて検討します。検討する主な地区は、以下のとおりです。

- ・ 中心市街地：中心市街地にふさわしい用途地域の見直しなどを検討します。
 - ・ 県道 112 号福岡日田線沿道：一般住宅地にふさわしい用途地域の見直しなどを検討します。
 - ・ (都) 馬場口大町線沿道等：沿道利用にふさわしい用途地域等の指定を検討します。
 - ・ 平塚工業団地：工業地にふさわしい用途地域等の指定を検討します。
 - ・ 甘木駅周辺：交通結節点を中心に、本市の玄関口としてふさわしい土地利用を実現するために、用途地域の見直しなどを検討します。
 - ・ 新市庁舎の移転予定地周辺：朝倉市の新たな拠点にふさわしい土地利用への誘導、主要な都市機能の維持や更新を可能とするように用途地域の見直しなどを検討します。
- なお、上記以外にも今後の土地利用の変化を踏まえて、用途地域の見直しなどを検討します。

3)用途地域見直しの方向性について

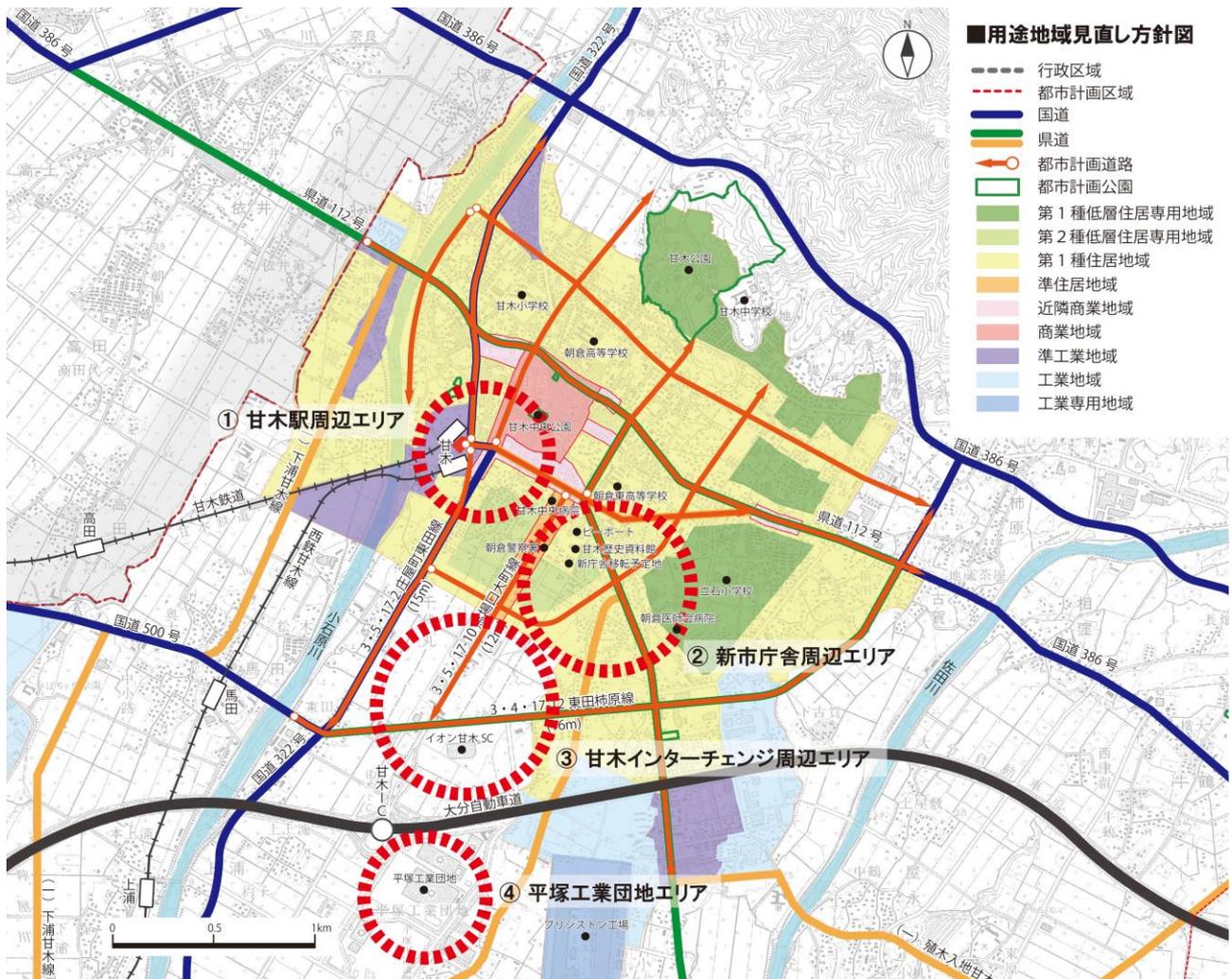
「福岡都市圏都市計画区域マスタープラン」では、拠点を中心とした都市づくりから、拠点と公共交通軸による都市づくりへと拡充を図り、多様な世代が便利な場所で暮らせる質の高い都市づくりが基本方針とされています。その中で具体的な広域拠点として「甘木駅を含む中心市街地」、公共交通軸として「西日本鉄道甘木線と甘木鉄道甘木線」が指定されています。

都市計画マスタープランでは、甘木駅周辺エリアを市の玄関口とした拠点として、広域的な都市連携を進め、他都市との交流人口を増やし、にぎわいの創出を目指します。

また、新市庁舎周辺エリアを新たな拠点と位置づけ、新市庁舎を中心とした事務所等の行政サービス機能を集約することで拠点性を高め、エリアの再構築を図ります。そして、それぞれの拠点を中心とした回遊性の高いネットワークを構築し、にぎわいのある都市空間の形成を目指します。

一方、拠点から離れた箇所では、良好な居住環境の確保に向けた住居系用途地域への見直しを検討し、メリハリの効いた土地利用の誘導によるコンパクトで持続可能なまちづくりを目指します。

■用途地域見直し方針図



①甘木駅周辺エリア

- ★国道322号道路整備により、甘木駅周辺の形状が変わることから、駅前広場の整備や交通結節機能を強化するとともに、駅周辺というポテンシャルを活かした駅前の魅力向上と、にぎわいの創出に向けて、市の玄関口にふさわしい駅前拠点づくりを目指します。また、既存商店街や新市庁舎周辺エリアと繋がる、歩行者・自転車や公共交通を中心とした回遊性の高い交通環境を構築し、にぎわいのある道路空間づくりを目指します。
- ・甘木駅に近接する（都）庄屋町東田線の沿道では、道路線形に合わせ用途地域を見直すなどの検討を行い、市の玄関口にふさわしい施設立地を誘導し利便増進を図ります。
- ・甘木駅に近接する街区は、医療、介護福祉、交流機能などの都市機能を集約し、周辺の実情に応じたコンパクトなまちづくりに向けて、用途地域の見直しなど、隣接する用途地域との整合を図ります。
- ・西鉄甘木駅の南側沿線エリアでは、主に低層住宅と農地などの低未利用地が散在しており、現況の用途地域の指定（準工業地域）と実態に乖離が見られるため、居住の環境保護に向けた用途地域の見直しを図ります。

②新市庁舎周辺エリア

- ★市民サービスや利用者の利便性向上、住民相互の交流の場となるにぎわいの創出を図るなど、既成市街地の再構築を行い、市の新たな拠点として、魅力的な都市空間の創出を目指します。また、既存商店街や甘木駅周辺エリアと繋がる、歩行者・自転車や公共交通を中心とした回遊性の高い交通環境を構築し、にぎわいのある道路空間づくりを目指します。
- ・新市庁舎周辺への機能の集約、また都市機能の利便性を高め、機能の維持や更新が可能となる用途地域の見直しなどの検討を行い、活性化を図ります。
- ・市役所庁舎移転後の本庁舎跡地について、有効な活用方法を検討します。

③甘木インターチェンジ周辺エリア

- ★（都）馬場口大町線及び（都）東田柿原線の沿道では無秩序な土地利用を抑制し、計画的な市街化を進めるために、周辺の土地利用動向にあわせた用途地域の拡大や、特定用途制限地域の指定などにより、良好な市街地形成を図ります。

④平塚工業団地エリア

- ★平塚工業団地は、周辺の居住環境や農業生産環境に配慮しながら、工業系用途地域への見直しなどの検討を行い、産業機能の集積を図ります。

2.都市施設整備の方針

1)交通施設の整備方針

【基本的な考え方】

中心市街地の再生、地域におけるコミュニティや活力の維持・向上はもとより、市民生活の利便性の向上、生活手段として重要な役割を担う道路や公共交通などの交通施設の整備では、幹線道路から生活道路、そして公共交通など体系的な整備を進めることを基本的な方向とし、安全で快適な道路交通ネットワークの構築を目指します。

(1)道路交通ネットワークの整備方針

【方針】

◆広域幹線道路の整備

大分自動車道は、朝倉市と九州各都市や山陽などを結ぶ国土連携軸であることから、道路パトロールや定期的な点検、適切な補修など適正な道路の維持管理を要請します。

朝倉市と県内各都市とを結ぶ国道 322 号、国道 386 号は広域連携軸であることから、交通機能の向上を図るために、バイパス整備や拡幅整備、交差点整備などを関係機関に要請するとともに、歩道等の整備促進により安全で快適な道路空間の形成を図ります。

◆都市幹線道路の整備

都市連絡軸を形成する国道 500 号のほか、国道 386 号〔(一)福岡日田線〕や(主)甘木田主丸線などの国道や主要地方道、一般県道は、朝倉市と近隣市町村とを結ぶ都市幹線道路であり、道路改良整備を関係機関に要請するとともに、歩道や横断歩道などの交通安全施設の整備や交差点の改良など安全な歩行者空間の創出を促進します。

◆地域幹線道路の整備

(主)朝倉小石原線や(主)鳥栖朝倉線、(一)塔ノ瀬十文字小郡線などの主要地方道や一般県道等は、甘木地域や朝倉地域、杷木地域を結びつけ、地域間の連携を図るための地域幹線道路であることから、歩行者の安全性に配慮しながら、道路改良等を要請し、広域幹線道路や都市幹線道路を補完する地域連携軸としての機能強化を図ります。

◆都市計画道路の整備

市街地内における都市計画道路については、市街地内の安全で快適な道路空間を形成するために必要な路線であることから、整備中の区間についてはその整備を進めるとともに、歩道や横断歩道などの交通安全施設など歩行者空間の創出や街路樹による緑化にも努めます。

また、道路交通の安全性向上や円滑化のために、新たな都市計画道路の計画、交差点の改良など引き続き検討を行います。

◆生活道路の整備

地域生活に密着した生活道路は、すべての人にとっての安全性や快適性、移動のしやすさなどを重視し、歩道や横断歩道などの交通安全施設の整備に努めます。

また、公共施設周辺におけるバリアフリー化など、快適な歩行空間の創出を図るとともに、1.5車線の整備の導入や緊急車両の通行に配慮した道路整備に努めます。

(2)公共交通の整備方針

【方針】

◆鉄道の利便性向上

地域交通の利便性の向上と機能強化を図るために、運行本数の維持や路線バスなどとの交通結節点での接続向上を西日本鉄道や甘木鉄道に要請します。

西鉄・甘鉄では、駅前広場の統合整備をはじめ、利用者の利便性の向上のために、パークアンドライドの推進及び車両等乗降場、利用可能な駐車場・駐輪場の充実、駅舎などのバリアフリー化の促進など駅の周辺整備を図ります。

◆持続可能なバス交通体系の確立

市内外を結ぶバス路線と市内の生活路線を循環するバス路線、それに接続し細やかな交通サービスを提供するコミュニティバスなどが相互に連携し、主要な交通結節点での乗り継ぎ機能や待合環境の向上を図るための施設整備等を行うことにより、誰もが利用しやすいバス交通の環境整備を進めます。

幹線バス路線^{※1}では運行維持を図るため、運行事業者との協議を行い、現状の運行便数を維持し利便性の維持に努めます。

地域バス路線^{※2}では利用促進策を講じるなど利用者数の増加の取り組みを行いながら、便数・路線の見直しなど事業の効率化を図ります。

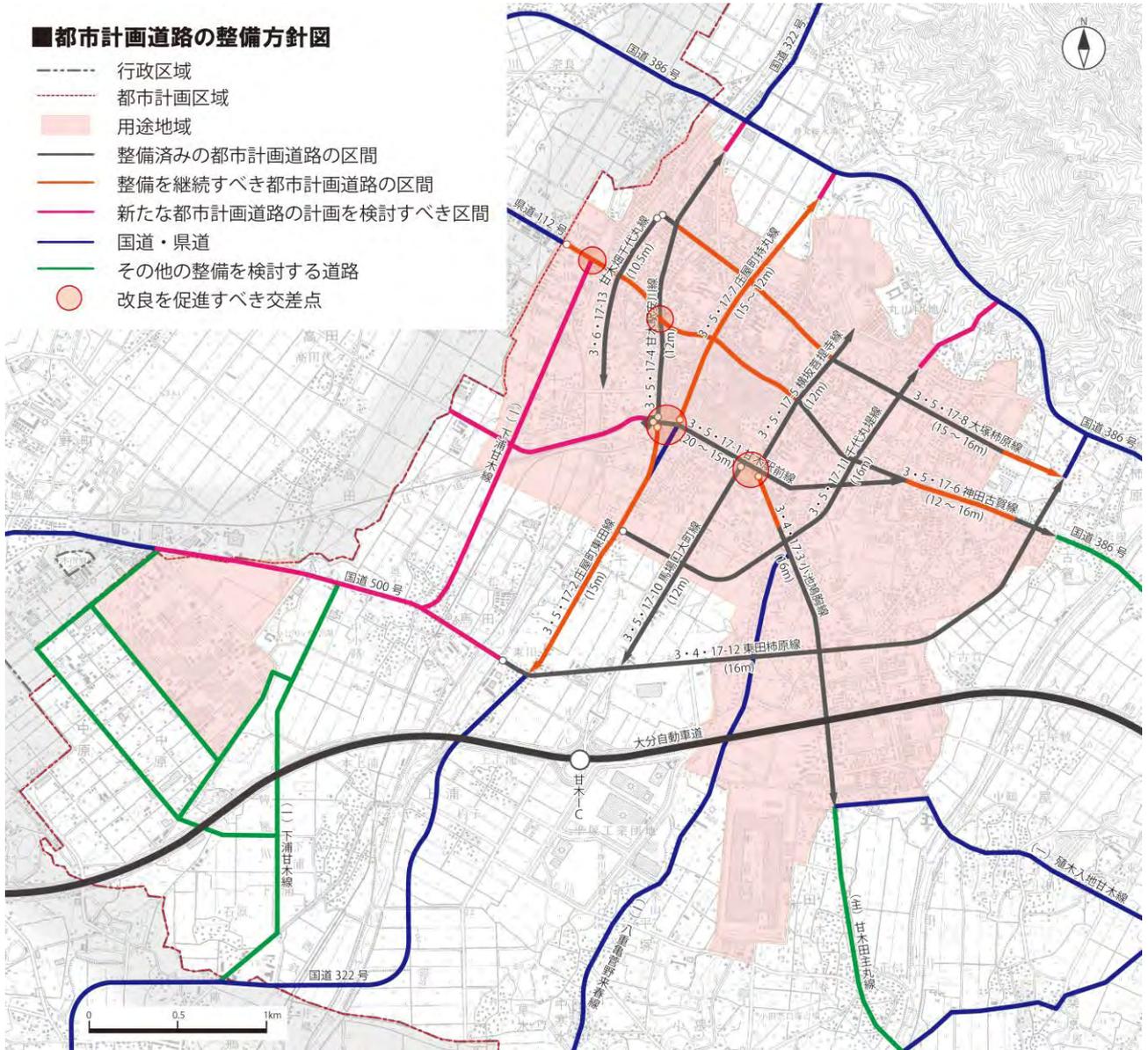
福岡市中心部や福岡空港、大分市中心部などを結ぶ高速バスについては、市民や来訪者の利便性を高めるために、バス停などの待合施設の整備やパークアンドバスライド利用の駐車場の整備、路線バス等との乗り継ぎ環境などの向上について関係事業者や関係機関等と協議を進めます。

※1 幹線バス路線である甘木幹線（国道386号）は、市内における地域拠点のみならず福岡都市圏とも結ばれています。路線上の主要バス停は、コミュニティバスや路線バスと接続しており、交通結節点としての機能を有しています。

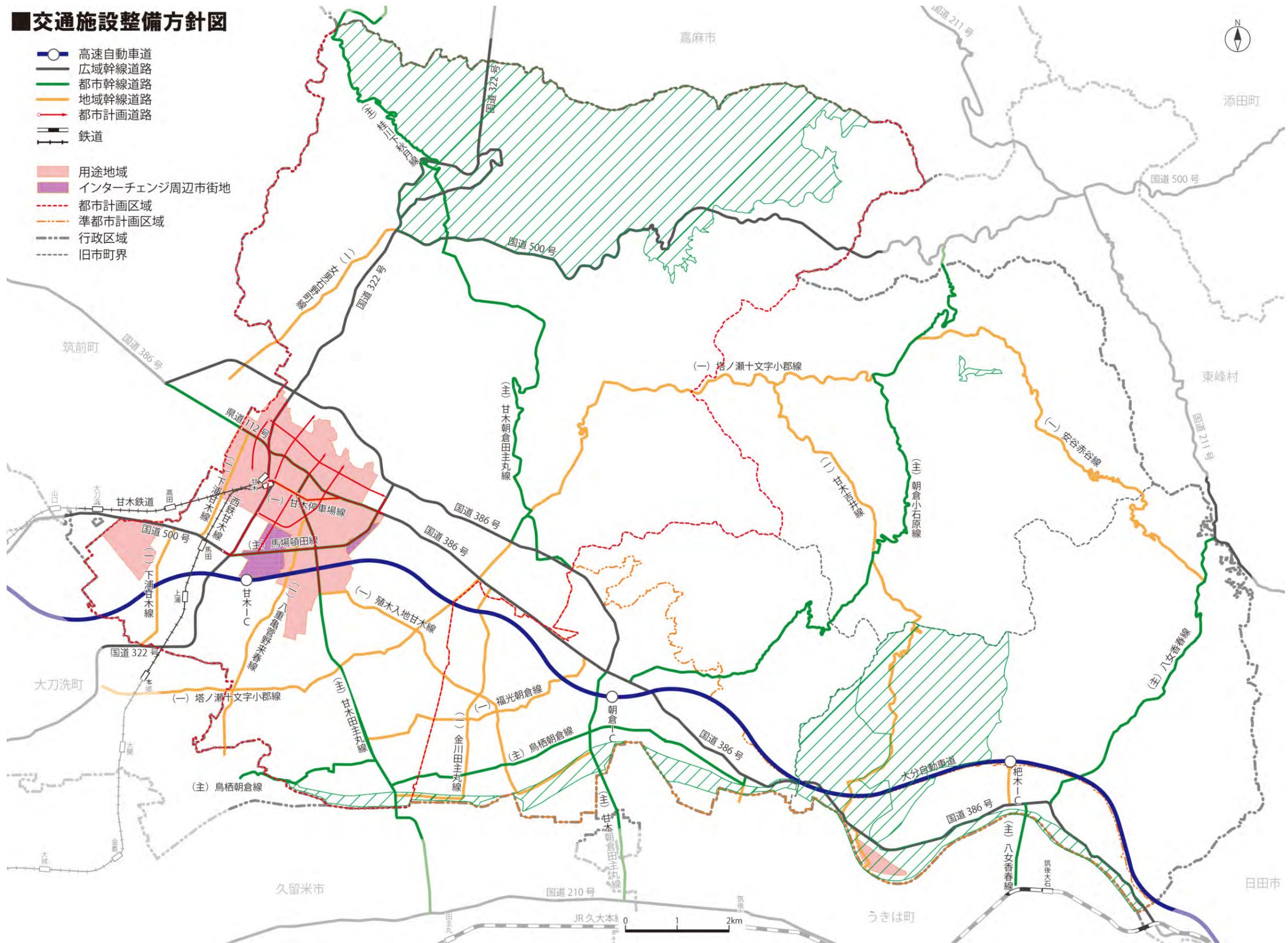
※2 地域バス路線は、西鉄バス久留米が運行している小石原線・宝珠山線と、甘木観光バスが運行している田主丸線、秋月線、甘木市街地循環線の計4路線があります。

■都市計画道路の整備方針図

- 行政区域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 整備済みの都市計画道路の区間
- 整備を継続すべき都市計画道路の区間
- 新たな都市計画道路の計画を検討すべき区間
- 国道・県道
- その他の整備を検討する道路
- 改良を促進すべき交差点



交通施設整備方針図



2)公園緑地の整備方針

【基本的な考え方】

朝倉市には都市公園のほか、観光施設やレクリエーション施設、歴史資源などの地域資源が数多くあり、それらを緑の拠点として活用します。

筑後川をはじめ佐田川や小石原川などの河川、その上流に位置する江川ダム・寺内ダム、小石原川ダムなどの水辺空間を親水空間として、市街地の背後に広がる緑豊かな筑紫山地を良好な自然緑地として、それぞれ有効利用を図ります。

都市公園や観光施設などの緑の拠点と河川などの水辺空間、山々の自然緑地、それぞれを連携する水と緑のネットワークを形成します。

【方 針】

◆公園施設等の管理の充実

公園施設等については、市民、公園利用者が安全安心に憩いの場として公園利用ができるように、適正な維持管理を行います。

◆十文字公園の整備

地区公園である十文字公園は、朝倉農業高等学校跡地を活用した「食と農と健康が集うふるさとの公園」をテーマに新たな役割を担います。

公園の中央部にはシンボルとなる「中央緑地」を配置し、「農と憩いのエリア」、「スポーツエリア」、「農林業団体等誘導エリア」の有機的な連携を図り、3つのエリアからなる「人の交流を生み出す拠点」として、整備を進めていきます。

◆住区基幹公園など身近な公園・広場の整備

住区基幹公園は、市街地内における市民の憩いの場であり、施設の整備や設備の充実を図ります。

市街地や集落地などでは、都市公園以外の身近な公園として、子どもから高齢者まで気軽に憩えるような、ちびっこ広場や児童遊園、コミュニティセンター等の公共公益施設と一体化した広場の整備などを推進します。

一定規模の住宅開発などでは、身近な公園・広場などを創出することで、居住環境の向上を図ります。

◆特色ある公園・緑地等の整備

国道 386 号沿いの道の駅「原鶴」(ファームステーションバサロ) や三連水車の里あさくらなどの農産物販売所、研修施設であるたかき清流館、寺内ダムに隣接するあまぎ水の文化村、小石原川ダムに隣接する朝倉市交通公園、朝倉市マウンテンバイクパーク、古代遺跡である平塚川添遺跡公園などの観光・レクリエーション施設は、それぞれの性格や特性に応じた施設整備や設備を充実することで機能の強化を図り、それらの有効利用を図ります。

◆河川における水辺空間の活用

筑後川では、筑後川中流域未来空間形成事業計画に基づいて、散策路や親水公園、川の学習空間の整備などその活用を図る一方で、多様な動植物が生息・生育している瀬や淵、ワンドなどでは、河川環境の保全に努めます。

小石原川や佐田川などの河川は、自然度の高い護岸や高水敷、河道を有する部分があり、その河川環境を保全するとともに、その河川環境を生かしながら親水空間の整備を進め、市民の憩いの場とします。

◆市街地内の緑化の推進

市街地内では、公共施設の敷地内や公共空地、幹線道路や河川敷などを利用して緑地の確保に努めるとともに、都市緑化の推進を図ります。

工業団地や大規模工場では、敷地内緑化を誘導するとともに、緩衝緑地の配置など、周辺の住宅地における居住環境に配慮した緑地の整備を促します。

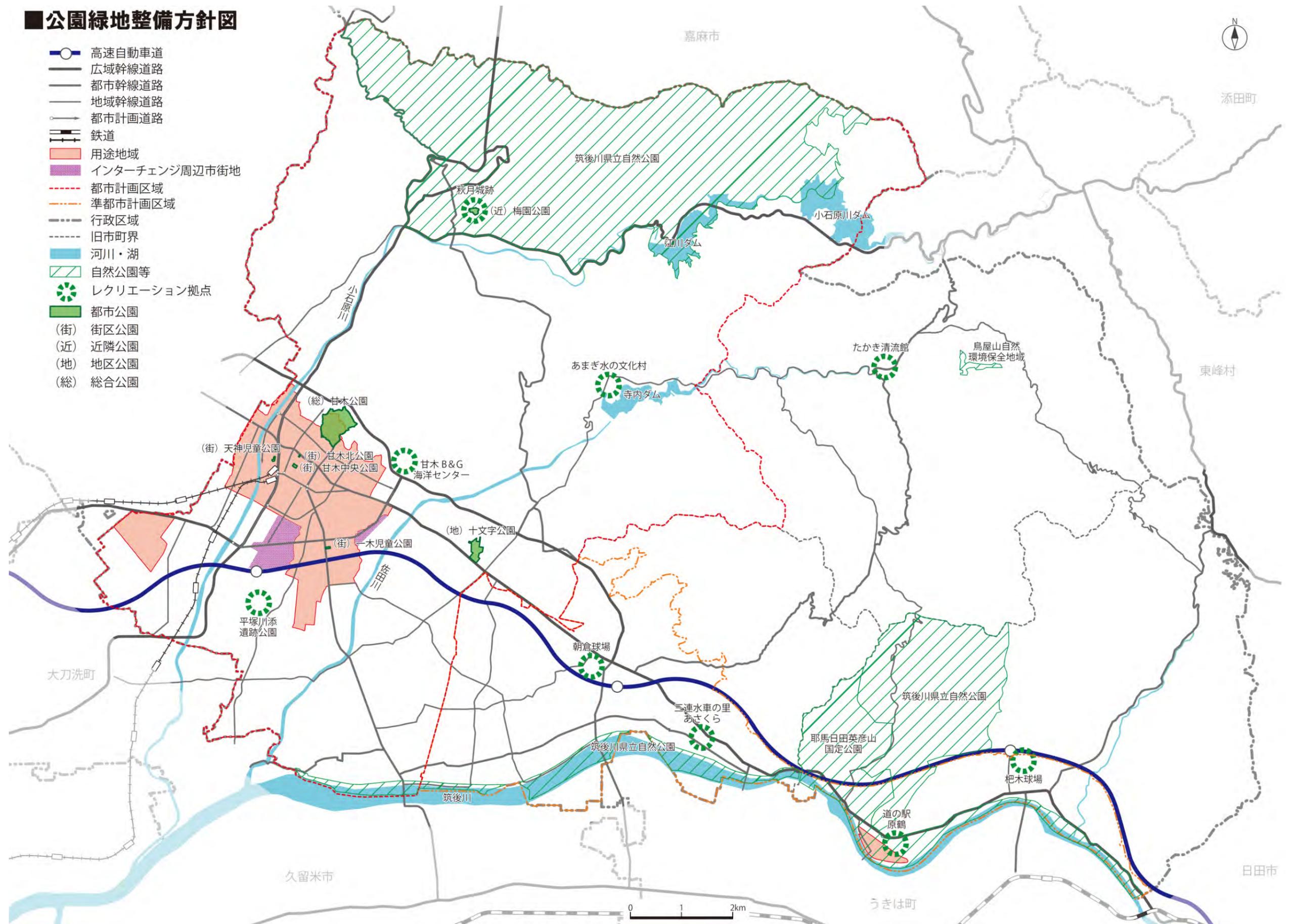
◆自然環境を利用した水と緑のネットワーク形成

耶馬日田英彦山国定公園・筑後川県立自然公園、鳥屋山自然環境保全地域などの地域制緑地の保全を進めます。

地域制緑地に指定されていない市街地周辺の緑地や市街地の背後に広がる山地部では、森林の保全はもとより、森林が有する多面的機能を利用して、市民がふれあい、学習することができる自然学習の環境づくりを進めます。

これら山地部を中心とする自然緑地の保全と活用とともに、都市公園や観光・レクリエーション施設などの緑の拠点と筑後川や寺内ダムなどの水辺空間とを連携する水と緑のネットワークを形成します。

公園緑地整備方針図



3) 下水道・河川の整備方針

(1) 下水道の整備方針

【基本的な考え方】

公衆衛生の保持や浸水の防止、生活様式の改善など市民の居住環境の向上を図るとともに、筑後川などの自然環境の保全や水質保全を図りながら、地域の特性に応じた下水道の整備を推進します。

【方針】

◆ 筑後川中流右岸流域関連公共下水道の整備

筑後川中流右岸流域関連公共下水道については、効率的かつ効果的に事業を推進するとともに、接続率の向上を図ります。

◆ 特定環境保全公共下水道の整備

特定環境保全公共下水道については、その事業を進めるとともに、接続率の向上と施設の維持管理を適切に図ります。

◆ 農村集落等における下水道施設の整備

農業集落排水事業、地域し尿処理施設の整備が進んでいる農村集落などでは、農業用排水路の水質保全と居住環境の改善、水質浄化対策を図るため、施設の整備や設備の維持、更新を進めるとともに、各世帯における管路への接続を促します。

集合処理事業が困難な農村集落などでは、合併処理浄化槽設置整備事業などの個別処理事業の導入を図り、集合処理事業と個別処理事業を有効に組み合わせることで、快適な居住環境づくりを進めます。

(2)河川の整備方針

【基本的な考え方】

筑後川をはじめとする河川が有する保水・遊水などの機能確保や強化、水質の浄化を図るとともに、総合的な治水対策を講じながら、自然とのふれあいを大切にする親水空間を創出するなどの河川の整備を進めます。

【方 針】

◆ダムの効率的な運用

筑後川水系の小石原川上流の小石原川ダムは、洪水調節や河川環境の保全、水道用水及び異常渇水時の緊急補給水の確保を目的として令和3年10月から本格運用を開始しています。

今後は福岡市など周辺地区への水資源供給の役割を担うため、小石原川ダム、江川ダム、寺内ダムの3つのダムを効率的かつ効果的に運用していきます。

◆主要河川の整備

筑後川では、その活用と保全のために、筑後川中流域未来空間形成事業計画に基づいて、散策路や親水公園、川の学習空間の整備を進めるほか、多様な動植物が生息・生育している瀬や淵、ワンドなどの保全に努めます。

小石原川や佐田川などの河川は、自然度の高い護岸や高水敷、河道を有する部分があり、その河川環境の保全を多自然川づくりにより進めるとともに、河川改修などにより治水事業を進め、洪水・氾濫に対する防災対策を講じます。

4)その他都市施設の整備方針

【基本的な考え方】

汚泥再生処理施設（朝倉市環境センター）及び、火葬場（朝倉市営火葬場）については、引き続き適正な運用と維持管理に努めます。

【方針】

◆汚泥再生処理施設

朝倉市環境センターについては、今後も引き続き適正な運用と維持管理に努めます。

◆火葬場

朝倉市営火葬場については、老朽化した箇所の改修や補修工事を行います。火葬炉本体及び関連機械設備などは、定期的な保守点検整備を行い、今後も引き続き適正な運用と維持管理に努めます。

3.市街地整備の方針

【基本的な考え方】

中心市街地やインターチェンジ周辺市街地、住宅団地などにおいて、良好な居住環境を有する市街地の形成を図るために、道路や公園・広場、交通安全施設の整備とともに、地区計画の導入などを進めます。

産業の育成のために、工業団地の整備を計画的に進めます。

【方針】

◆中心市街地の整備

中心市街地は、公共施設や保健・福祉施設、教育・文化施設、商業業務施設などが集積する朝倉市の中心拠点であり、公共公益施設の集約を図るとともに、都市計画道路や整備された甘木中央公園の活用促進を図り、魅力ある都市空間を創造します。

西日本鉄道甘木駅及び甘木鉄道甘木駅周辺では、事業認可された（都）庄屋町東田線の整備とあわせて、駅前広場の整備と、市の玄関口にふさわしい都市機能の集積を図り、交通結節点としての機能強化を進め、利用者の利便性向上とにぎわいの創出を図ります。

新市庁舎の移転予定地周辺では、市の新たな活力創出に資する再構築を行い、多様なサービスが享受できる、シンボリックな交流空間の創出を図ります。また、市庁舎移転後の跡地活用についても検討を進めます。

子どもから高齢者、障がいのある方など、だれもが気軽に訪れ楽しめるまちづくりを進めるために、ユニバーサルデザインの推進、沿道の緑化や歩車道の分離、横断歩道や街路灯等の設置による交通安全対策、歩行者や自転車などの円滑な通行に配慮した交通規制など、安全・安心な歩行者空間の創出に努め、回遊性の高い歩行者ネットワークの形成を図ります。

なお、甘木土地区画整理事業（13.5ha）については、平成10年に都市計画決定を行い、土地区画整理事業による整備を検討してきましたが、事業成立性や権利者合意等の問題により長期化していました。そこで、整備手法をより迅速に整備効果を発現できる都市再生整備計画事業に変更して道路や公園等の基盤整備やまちづくり活動を行い、歩行者の回遊性の向上や新規店舗の立地など一定の効果を得ることができました。これにより、整備の目的がおおむね達成されていることから、甘木土地区画整理事業については、都市計画の変更（廃止）を行います。

◆インターチェンジ周辺市街地の整備

交通利便性を生かしたショッピングセンターなどの沿道サービス型の商業施設が立地する（都）馬場口大町線や（主）馬田頓田線〔（都）東田柿原線〕沿道では市街地が形成されていますが、現在は用途地域がなく、無秩序に市街化が進展するおそれがあることから、計画的な市街地拡大を進めるために、用途地域の拡大や見直し、特定用途制限地域の指定などにより適正な土地利用規制を進め、良好な市街地形成を図ります。

◆住宅地開発の誘導

新たな住宅地の開発については、できる限り用途地域内に誘導することとし、用途地域における農地などの低未利用地では、地区計画などを利用した土地の有効利用を推進します。

民間開発などによる住宅地開発では、地区計画や建築協定などの制度を活用し、まちづくりルールを定め、地区単位のまちづくりを進めることで良好な居住環境の創出を図ります。

◆工業団地等の整備

甘木インターチェンジ周辺の平塚工業団地周辺では、交通利便性を生かした産業の育成のために、企業の誘致や工場用地の確保に努めるなど工業団地の形成を計画的に進めます。

◆地域中心地における都市機能の充実

朝倉・杷木の地域中心地では、拠点間を結ぶ広域幹線道路である国道 386 号、公共施設、福祉施設などの整備を図りつつ、計画的な土地利用規制により都市機能の充実を図ります。

4.都市環境及び自然景観の方針

1)都市環境の方針

【基本的な考え方】

市街地を中心に、居住環境の維持・向上や住みよいまちづくりを進めるために、良好な都市環境の形成を図ります。

【方 針】

地球にやさしい資源循環型の地域社会を形成するために、ごみ減量化や再資源化など 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）活動を促進するとともに、省資源・省エネルギーやクリーンエネルギーの活用などを進めます。

市街地内における居住環境の維持・向上を図るために、地区計画や建築協定・緑地協定の導入を住民とともに検討し、進めていきます。

国道 386 号などの主要な道路沿いでは街路樹等による緑化を進め、公園や広場などの憩いの場でも、緑化の推進や緑地の配置を行います。

工業団地や大規模工場では、敷地内緑化や緩衝緑地の配置など周辺の住宅地の居住環境に配慮した緑化の推進や緑地の配置を促します。

近年、豪雨など極端な気象現象による災害が頻繁に発生するなど、気候変動の影響が顕在化してきています。平成 29 年 7 月の九州北部豪雨では改めて自然災害の脅威を認識させられました。このような状況を踏まえ、自然豊かな美しいふるさとを取り戻し、将来世代にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めていくために必要な地球環境への対策として、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組みます。

2)自然景観の方針

【基本的な考え方】

水と緑豊かな朝倉市の自然環境や自然景観については、その保全を進めるとともに、その利活用にも努めます。

【方 針】

市街地の北東部に広がる筑紫山地の山並みや市街地周辺の丘陵地、山間部の棚田は、良好な自然景観を形成するのみならず、国土保全や水源かん養などの機能も持ちあわせていることから、朝倉市の貴重な自然環境、自然緑地として保全します。

筑紫平野に広がる農地や山すそのため池、里山は、市街地周辺の貴重な自然空間であり、農村集落など居住環境に配慮しながら、農用地区域などの土地利用規制により農村景観の保全に努めます。

筑後川などの河川や農村集落の背後に広がる里山、江川・寺内・小石原川ダム周辺などは、レクリエーションの場や住民の憩いの場、さらには、自然観察や環境学習などの体験学習の場としても活用できることから、その保全と活用に努めます。

筑後川については、筑後特有の美しい景観を協働して守り育てていくための「風致景観のルールづくり」である「筑後景観憲章」を踏まえ、水辺環境を整備します。

良好な景観形成を推進するために、景観法に基づく景観計画の策定や景観条例の制定について検討します。

3)歴史・文化的な景観の方針

【基本的な考え方】

朝倉市に遺された歴史的・文化的資源が創造する歴史・文化的空間については、その保全や保存を進めるとともに、その利活用にも努めます。

【方 針】

秋月地区における伝統的建造物群保存地区については、その重要性和特性に配慮しながら、町並みの保全とともに、観光利用のための道路や駐車場等の周辺整備を行います。

朝倉市の古代史、風土を表現する平塚川添遺跡公園では、古代を体験できる公園として、その活用を促します。

普門院や医王山南淋寺、恵蘇八幡宮などの寺社・仏閣、堀川の水車群など、朝倉市に遺された歴史的・文化的資源を保存・保全するとともに、その活用を図ります。

5.安全・安心なまちづくり方針

【基本的な考え方】

市民の生命や財産を守るために、地域の実情にあった防災拠点の整備や防災体制の強化を図るとともに、森林荒廃や土砂災害に対応した防災対策を進めます。

また、地域の安全を地域で守るまちづくりを進めるために、交通安全や防犯対策も進めます。

【方 針】

◆防災拠点の整備と防災体制の強化

「朝倉市地域防災計画」に基づいて、行政と防災関係機関、住民などによる防災体制を確立し、自主防災組織の育成を推進します。

小・中学校やコミュニティセンターなどの避難場所については、避難生活や救援活動に必要な施設や設備の充実を図るとともに、安全に避難できるように、避難路となる幹線道路の緑地帯の確保や建築物の不燃化などを進めます。

さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、報道機関に加え、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等を用いた警報等の伝達手段の多重化、多様化を図ります。

災害への備えの重要性やテレビ・インターネット等による避難所開設情報、気象情報の収集方法等について、出前講座、広報紙、防災講演会等による積極的な周知・啓発に努め、市民の防災意識向上を図ります。

河川氾濫による浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害等の災害リスクの高い土地においては、災害リスクを考慮しながら各地域の状況に応じて、市街地の防災対策を強化し、安全性の向上に努めます。

新市庁舎では地震発生後においても防災拠点として、迅速な指揮・対応、行政機能を継続するため免震構造を導入し、更に内閣府が定める業務継続計画作成ガイドに即した災害に強い庁舎とします。

◆治山事業の推進

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害のおそれのある区域については、治山事業を関係機関に要望し、防災対策を推進します。

荒廃山地や荒廃危険山地などの復旧・整備や保安林機能を維持するための森林整備などを進めます。

◆日常生活での安全性の確保

通学路や小・中学校など公共施設の周辺、交通事故多発箇所などでは、歩道の整備をはじめ、ガードレールやカーブミラー、点字ブロックの設置など交通安全施設の整備を行います。

交通安全施設の整備が困難な住宅地などでは、歩行者の安全性を確保するため、駐停車禁止区域の指定など交通規制の導入を検討します。

歩道の整備では、歩道幅員の確保が可能な箇所は、歩道の設置による歩車道の分離を基本として整備するものの、歩道幅員の確保が困難な箇所は、歩行者の安全性の確保のために、歩行者通行帯の表示を行います。

道路照明や街路灯、防犯灯の整備を通じて安全で快適な道路環境づくりを進めます。

既存建築物の耐震診断や改修を計画的に促進するために、耐震改修促進計画を策定しました。公共の特定建築物[※]については、耐震についての対応を継続し、民間の特定建築物については、所管行政庁である福岡県と連携して耐震化を促進していきます。また、住宅の耐震化については、建築物所有者自らの問題として主体的に取り組めるための支援等を広報し、県や関係団体と連携を図り耐震化を促進していきます。

※学校、体育館、幼稚園、老人ホーム等多数の者が利用する建築物のうち一定の規模以上もの、危険物を取り扱う建築物、道路を閉塞させる建築物。

◆人にやさしいまちづくりの推進

子どもから高齢者、障がいのある方などが利用しやすいまちづくりを進めるために、公共施設や道路、公園などの整備において、段差の解消や障害物の除去などバリアフリー化の推進やユニバーサルデザインの導入に努めます。

鉄道やバスなどの公共交通機関でも、関係機関と連携しながら駅や関連施設のバリアフリー化を進めるとともに、ノンステップバスやワンステップバスの導入を進めます。

第6章 地域別構想

第6章 地域別構想

1.地域区分

「都市の将来像」や「全体構想」を踏まえたうえで、地域ごとの都市づくりを進めるために、「地域別構想」を策定します。

「地域別構想」では、中学校区を基本に、歴史的な沿革（旧市町）や地形などの地理的条件を考慮し、6地域に区分します。地域別構想では、地域ごとに都市づくりの目標や都市づくり方針を定めます。

■地域区分

地域区分	中学校区	小学校区
秋月地域	秋月	秋月
甘木地域	甘木	甘木、立石
南陵地域	南陵	馬田、福田、蟻城
十文字地域	十文字	金川、三奈木
朝倉地域	比良松	大福、朝倉東
杷木地域	杷木	杷木



2.地域別方針

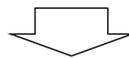
1)秋月地域の都市づくりの方針

(1)地域の特性

位置	<p>本地域は、朝倉市の北部に位置し、嘉麻市、東峰村などと隣接しています。</p> <p>本地域は、筑紫山地から連なる山々と小石原川沿いに開けた低地部から形成されています。その山地部には江川ダムや小石原川ダムがあります。</p> <p>本地域の中心部には、秋月城跡があり、その周辺には歴史・文化遺産が数々あります。</p>	<p>地域区分図</p>
	<p>人口</p> <p>○令和2年の人口は2,687人です。平成27年から令和2年までは427人(13.7%)の減少を示しています。○令和2年の年少人口は220人(8.2%)、生産年齢人口は1,256人(46.8%)、老年人口は1,210人(45.0%)となっています。(年齢不詳1人除く)</p>	
現況特性	<p>土地利用</p> <p>○都市計画区域に指定されていますが、用途地域の指定外となっています。</p> <p>○地域の中心部には、秋月伝統的建造物群保存地区が指定されています。</p> <p>○小石原川沿いに開けた低地部では、ほ場整備が行われた農地が広がり、農業生産が営まれています。</p> <p>○山地部の広い範囲が筑後川県立自然公園に指定されています。</p>	
	<p>都市施設</p> <p>○幹線道路として、国道322号、国道500号、(主)甘木朝倉田主丸線、(主)桂川下秋月線が整備されており、地域の中心部で交差しています。</p> <p>○本地域の自動車交通量は、甘木地域と繋がる国道322号が、6,902台/12h(平成27年度道路交通センサス)を、十文字地域と繋がる(主)甘木朝倉田主丸線は、3,835台/12hを記録しています。</p> <p>○公共交通としては国道322号に路線バスが運行されており、あいのりタクシーのルートも設定されています。</p> <p>○都市公園として梅園公園が整備されています。</p> <p>○汚水処理は、特定環境保全公共下水道のほか、農業集落排水事業の集合処理や合併処理浄化槽による個別処理により進められています。</p>	
	<p>地域の環境</p> <p>○秋月伝統的建造物群保存地区には、秋月城跡をはじめ、秋月藩にゆかりのある歴史・文化遺産が遺されています。</p> <p>○小石原川などの河川が水辺空間を形成し、それに沿って開かれた低地部には田園風景が広がっています。</p> <p>○山地部には江川ダムと小石原川ダムが整備されており、朝倉市をはじめ周辺市町村へ水供給を行っています。また、利水、治水だけでなく観光資源としても期待されています。</p> <p>○小石原川ダムに隣接する朝倉市交通公園が令和4(2022)年4月、朝倉市マウンテンバイクパークが令和4(2022)年10月に整備されました。</p> <p>○山間部や山沿いの丘陵地は土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定され、過去に土砂崩れが発生した箇所もあります。</p> <p>○小石原川沿いは、家屋倒壊等氾濫想定区域や0.5m~3.0m(一部5.0m)の浸水想定区域に指定され、過去に浸水や冠水した箇所も見られます。また、安川地区では近隣に指定避難所がありません。</p>	

(2)地域の課題

現況特性より	市民意向調査より
<ul style="list-style-type: none"> ○人口は減少傾向にあり、少子・高齢化が進行しています。 ○歴史・文化遺産が地域の風景を彩っています。 ○水と緑豊かな自然環境が広がっています。 ○生活道路や下水道等など生活に密着した都市施設の整備が一部未整備です。 ○過去に災害が発生した箇所や指定避難所から離れている地域では、自主避難場所への早期避難や日頃からの避難訓練など防災意識の向上が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の地域イメージは、田園風景など自然の豊かさに加え、災害に強い都市・生活環境が望まれています。 ○地域で特に望まれていることは、公共交通機関の利便性向上です。 ○道路については、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行の確保が望まれています。 ○公園・緑地では、日頃利用する公園や子どもの遊び場の整備が望まれています。 ○その他、商業施設の充実、娯楽・レジャー施設、医療福祉施設等の充実が求められています。



- 秋月藩の町並みが遺る秋月地域は、秋月城跡や目鏡橋などの歴史・文化遺産があり、今後もそれらを生かしたまちづくりが必要です。
- 小石原川周辺の優良農地では、朝倉市の基幹産業である農業生産が営まれていることから、農地の保全が必要です。
- 秋月地域に広がる山々は、朝倉市をはじめとした周辺市町村の水源地として重要な役割を担っており、安全・安心な水の供給を図るとともに、自然災害の低減のために、山林など自然環境の保全が必要です。
- 山すそや谷あい、低地部の微高地に形成された集落地では、高齢化が進み、人口が少ない集落も増えつつあることから、地域コミュニティの活性化や再生を進めるために、生活道路や下水道等の整備、病院や診療所、商店の利用など日常生活の利便性の向上を図る必要があります。
- バスなど公共交通機関の利便性向上が必要です。また、秋月線は通学・生活路線、観光路線の側面もあることから、市民や観光利用者の利用促進、利便性向上を図ることが必要です。
- 指定避難所から離れている地域では、災害リスクの状況に応じた早めの呼びかけを行うなど、発災前の確実な避難が必要です。
- 災害リスクの高い地域では、地域防災組織と連携した避難行動要支援者の把握や対応、地区ごとの自主防災マップの周知など防災意識の向上が必要です。

(3)地域の都市づくりの目標（テーマ）

地域の都市づくりの目標（テーマ）

秋月藩の町並みと筑紫山地の豊かな自然環境を保全するまちづくり

(4)地域の都市づくり方針

土地利用 の方針	歴史環境 保全地	○秋月伝統的建造物群保存地区では、武家屋敷や町家、社寺建築などが遺る城下町としての町並みや景観などの保存・保全に努めます。
	農村環境 保全地	○小石原川沿いの農用地区域に指定された農地は、積極的に保全に努めます。 ○農用地区域に指定されていない農地についても、農地が有する多面的機能の維持・向上を図るために保全に努めます。 ○地域に点在する集落地では、周辺の農業生産環境に配慮しつつ、生活道路や下水道等などの整備により、日常生活の利便性の向上や居住環境の保全に努めるとともに、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
	自然環境 保全地	○秋月地域に広がる筑紫山地では、山林の保全と活用を図り、水源かん養に努めます。
	レクリエー ション地	○秋月伝統的建造物群保存地区内の秋月城跡などの観光施設では、施設の保存・保全とともに、周辺整備による利便性の向上に努めます。 ○朝倉市交通公園及び朝倉市マウンテンバイクパークは、適正な維持管理を行い利用率の向上を図ります。
施設整備 の方針	交通施設	○国道 322 号や国道 500 号などの幹線道路の整備を関係機関に要請するとともに、歩行者等の安全性確保のために歩道や横断歩道などの交通安全施設を整備します。 ○集落地では、歩行者等の安全性に配慮した生活道路の整備を進めます。 ○公共交通機関である路線バスやあいのりタクシーについては、市民や観光利用者の重要な移動手段であるため、路線の維持・運行の確保など運行事業者と更なる連携を図り、利用促進と利便性向上に努めます。
	公園・緑地	○都市公園である梅園公園の適正な維持管理を行いながら、利用率の向上を図ります。 ○集落地では、地域の特性に応じて身近な広場や公園などの整備を進めます。
	下水道等・ 河川	○居住環境の向上と公共用水域の水質保全を図るために、地域の特性に応じた下水道等事業を推進します。 ○小石原川などの河川については、河川改修等による治水事業を進め、洪水などに対する防災対策に努めます。
都市環境及び 自然景観の方針	○秋月伝統的建造物群保存地区では、貴重な文化財を保護し、町並みの保全とともに周辺の整備を進め、歴史景観の保全を図ります。 ○小石原川をはじめとする河川沿いに広がる農地は、秋月地域にうるおいとやすらぎを与える田園風景として、その保全に努めます。 ○河川改修等の整備では、親水空間の創出や自然環境に配慮した多自然川づくりを進めます。 ○筑後川県立自然公園に指定された筑紫山地や丘陵地などの自然景観の保全に努めます。 ○古処山ツゲ原始林の保存に努めます。	

<p>安全・安心の まちづくり方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○筑紫山地では、森林整備を行うとともに、砂防事業などを関係機関に要望し、治山事業を進めます。 ○医療機関の連携により、医療の充実や健康づくりへの支援を検討します。 ○指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている、上秋月コミュニティセンター、秋月小学校、秋月中学校では、防災拠点としての設備の充実を図ります。 ○小・中学校周辺や通学路では、歩道やガードレール、横断歩道や防犯灯など交通安全施設の整備を進めます。 ○市民による地域防災組織への活動支援や働きかけを強化し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定・更新を行うなど、市民と行政が協働して地域の避難体制強化を図ります。 ○土砂災害警戒区域などでは、自主防災マップの周知など災害に対する事前準備や、土砂崩れなどの災害危険個所の前兆現象への理解など関係者同士の円滑な情報伝達を図ります。
---------------------------	--

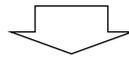
2)甘木地域の都市づくりの方針

(1)地域の特性

位置	<p>本地域は、朝倉市の西部に位置し、筑前町と隣接しています。</p> <p>本地域は、小石原川と佐田川によって形成された低地部に位置し、北部は大平山や安見ヶ城山が広がっています。</p> <p>本地域の中心部は、朝倉市の中心市街地でもあり、様々な都市機能が集積しています。</p>	<p>地域区分図</p>
	人口	<p>○令和 2 年の人口は 20,033 人です。平成 27 年から令和 2 年までは 761 人 (3.9%) の増加を示しています。(※大字牛木の一部は含んでいません。)</p> <p>○令和 2 年の年少人口は 3,031 人 (15.4%)、生産年齢人口は 11,125 人 (56.7%)、老年人口は 5,468 人 (27.9%) となっています。(年齢不詳 409 人除く)</p>
現況特性	土地利用	<p>○都市計画区域が指定されており、地域のほとんどが用途地域に指定されています。</p> <p>○甘木駅の北東部に広がる中心市街地及びその周辺では、行政機関をはじめ様々な都市機能が集積しています。</p> <p>○中心市街地から甘木インターチェンジにかけての(都)馬場口大町線や(主)馬田頓田線〔(都)東田柿原線〕沿いには、大型店をはじめ沿道サービス型の商業施設が立地しています。</p> <p>○用途地域内には一部に、農地などの低未利用地も広がっています。</p>
	都市施設	<p>○国道 322 号、県道 112 号福岡日田線をはじめとする幹線道路が格子状に配置されています。</p> <p>○本地域内の自動車交通量は、(一)甘木停車場線が 16,245 台/12h (平成 27 年度道路交通センサス) を記録するなど、10,000 台/12h を超える路線がみられます。</p> <p>○公共交通としては、西日本鉄道甘木線と甘木鉄道の起終点となる甘木駅があるほか、(一)福岡日田線を中心とする路線バスや中心市街地を周回し各地域とを結ぶ路線バスが通っています。また、あいのりタクシーのルートも設定されています。</p> <p>○総合公園として甘木公園をはじめ、5つの都市公園が整備されています。</p> <p>○公共下水道(筑後川中流右岸流域関連公共下水道)が、用途地域を中心に整備が進められています。</p> <p>○昭和 48 年 1 月に竣工した現市庁舎は、老朽化や耐震性の不安などから、朝倉市庁舎整備基本計画を策定し、甘木歴史資料館の南側に新市庁舎の移転が決定しています。</p>
	地域の環境	<p>○本地域の北部は、市街地の背後に大平山や安見ヶ城山が広がっています。</p> <p>○小石原川や佐田川、ため池などが水辺空間を形成しています。</p> <p>○二次救急医療機関である朝倉医師会病院、甘木中央病院、朝倉健生病院が集積しています。</p> <p>○地域北東部の丘陵地は土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されています。</p> <p>○小石原川と佐田川沿いは、0.5m～3.0mの浸水想定区域に指定されています。また、小石原川の西側や佐田川の東側では、近隣に指定避難所がありません。</p>

(2)地域の課題

現況特性より	市民意向調査より
<ul style="list-style-type: none"> ○人口は増加傾向にあり、少子・高齢化の進展も他地域に比べ比較的緩やかです。 ○用途地域内には農地等の低未利用地が残存しており、有効利用が望まれます。 ○用途地域と隣接する農地の一部は、農用地区域に指定されていません。 ○用途地域内では下水道など生活に密着した都市施設の整備が一部未整備です。 ○新市庁舎周辺では、公共施設が立地していますが、戸建住宅地や農地も散在しており、新たな拠点として一体的な整備を行い、都市機能を集約する必要があります。 ○指定避難所から離れている地域では、避難所への早期避難や日頃からの避難訓練など防災意識の向上が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の地域イメージは、生活に必要なサービスが充実し、安全・安心に暮らせる生活環境が望まれています。 ○地域で特に望まれていることは、公共交通機関の維持や路線確保、利便性向上が望まれています。 ○道路については、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行の確保が望まれています。 ○公園・緑地では、日頃利用する公園や子どもの遊び場の整備が望まれています。 ○その他、娯楽・レジャー施設や観光施設の充実、街路樹や花壇など緑の充実が望まれています。 ○甘木駅周辺では、駐車場整備と安全な歩道整備等が望まれています。 ○新市庁舎周辺について、交通の利便性向上、都市機能の誘致など再編が望まれています。



- 中心市街地及びその周辺には、行政機関や商店街など都市機能が集積していますが、将来的に人口減少が見込まれており、施設や店舗の閉店・撤退による空き店舗や空き地の増加や、高齢化の進行による活力の低下が懸念されることから、中心市街地の活性化が必要です。
- 用途地域内における農地等の低未利用地がみられる一方で、用途地域に隣接する地区での商業施設の立地が進んでいることから、適正な土地利用規制による土地の有効利用が必要です。
- 小石原川や佐田川の周辺にもまとまった農地が広がっていることから、その保全を図る必要があります。
- 用途地域内を中心とする市街地部分では、公園・広場や下水道等の整備、道路における安全性の確保など居住環境の維持・向上を図る必要があります。
- 新市庁舎周辺の既存幹線道路は沿道商業施設などの出入り交通により混雑しており、新市庁舎建設に伴うさらなる交通混雑が予想されることから、周辺幹線道路交差点等の交通秩序化（交差点改良）が求められます。
- 甘木駅周辺エリアでは、駅前広場の整備などの交通結節機能とともに、地域交通との連結機能の強化など、市の玄関口にふさわしい適正な土地利用誘導が必要です。
- 新市庁舎周辺エリアでは、市の新たな拠点として魅力的な都市空間の形成を図る必要性から、誘導すべき施設等の受け皿となる土地利用誘導が必要です。
- 鉄道やバスなど公共交通機関の維持や路線の確保、利便性向上を図ることが必要です。
- 避難所から離れている地域では、災害リスクの状況に応じた早めの避難呼びかけなどの避難情報の伝達により、発災前の確実な避難が必要です。また、小石原川の西側では筑前町方面への避難なども検討が必要です。

(3)地域の都市づくりの目標（テーマ）

地域の都市づくりの目標（テーマ）

**朝倉市郡の中心都市にふさわしい都市機能の集積と
良好な市街地を形成するまちづくり**

(4)地域の都市づくり方針

土地利用 の方針	中心市街地	<p>○公共公益機能をはじめ、商業業務機能や保健・福祉機能、交流機能などの都市機能が集積した中心市街地では、都市機能や地域活力の維持のため、甘木駅周辺と新市庁舎周辺を中心とした土地利用の誘導や市街地の整備を行い、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めます。</p> <p>○甘木駅周辺では、(都) 庄屋町東田線と駅前広場の整備による交通結節機能の強化を図り、市の玄関口にふさわしい拠点性を高める土地利用の誘導を可能にする用途地域の見直しを行います。</p> <p>○新市庁舎周辺では新たな拠点づくりに向け、多様な都市機能の誘導及び集積、それに伴う良好な都市環境の整備、既存施設の維持や更新を可能にする用途地域の見直しを行います。</p>
	沿道商業地	<p>○大型店をはじめとする沿道サービス型の商業施設が立地している (都) 馬場口大町線沿道では、今後も沿道サービス型商業地としての土地利用を促進します。</p>
	インターチェンジ周辺市街地	<p>○(都) 馬場口大町線や(主) 馬田頓田線〔(都) 東田柿原線〕沿道では、無秩序な土地利用を抑制し、計画的な市街化を進めるために、用途地域の拡大や見直し、特定用途制限地域の指定など適正な土地利用規制を進め、沿道サービス型商業地としての土地利用を促進します。</p>
	工業地	<p>○甘木地区や一木地区の工業地では、周辺の農業生産環境や居住環境に配慮しつつ、工業地としての土地利用を促進します。</p>
	複合利用地	<p>○国道 322 号沿いでは、中低層住宅の居住環境の保全に努めながら、商店や事業所、工場等の立地を許容する複合利用地としての土地利用を促進します。</p>
	一般住宅地	<p>○中心市街地周辺に広がる住宅地では、中低層住宅を誘導するとともに、生活道路の整備やオープンスペースの確保など居住環境の改善に努めます。</p>
	専用住宅地	<p>○戸建住宅を中心とした丸山団地などでは、低層の専用户建住宅を誘導し、良好な居住環境の維持・向上に努めます。</p>
	農村環境 保全地	<p>○小石原川沿い及び用途地域周辺の農用地区域に指定された農地は、積極的に保全に努めます。</p> <p>○農用地区域に指定されていない農地についても、農地が有する多面的機能の維持・向上を図るために保全に努めます。</p> <p>○集落地では、周辺の農業生産環境に配慮しつつ、生活道路や下水道等などの整備により、日常生活の利便性の向上や居住環境の保全に努めるとともに、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。</p>
	自然環境 保全地	<p>○市街地の背後の大平山や安見ヶ城山などでは、山林の保全と活用を図り、水源かん養に努めます。</p>
レクリエーション地	<p>○甘木公園や甘木 B&G 海洋センターなどのレクリエーション施設では、設備の充実を図り、市民や観光客の利用を促します。</p>	

施設整備 の方針	交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ○国道 322 号のクランク解消や県道 112 号福岡日田線などの幹線道路の整備を関係機関に要請するとともに、歩行者等の安全性確保のために歩道や横断歩道などの交通安全施設を整備します。 ○中心市街地における交通利便性の向上を図るために、都市計画道路を中心とした道路整備を検討し、市内や市外へのアクセス性の強化を図ります。 ○歩行者や公共交通を中心とした回遊性の高い道路空間づくりを進めます。 ○集落地では、歩行者等の安全性に配慮した生活道路の整備を進めます。 ○公共交通機関である鉄道については、西日本鉄道・甘木鉄道甘木駅において、駅前広場の整備や駅舎のバリアフリー化とともに、パークアンドライド推進のための駐車場・駐輪場の充実を図るなど、市の玄関口にふさわしいまちづくりに向けて、駅周辺の整備を行います。 ○公共交通機関の利便性向上のため、甘木駅での基幹路線バスとの結節機能を促進します。 ○新市庁舎建設に伴い、都市計画道路の馬場口大町線などの交差点改良を検討します。 ○西鉄バスや甘木観光バスの路線バスについては、鉄道との連携強化や鉄道・バスの利便性の向上を図るために、交通結節点での相互乗り入れなど、市街地の変化に応じた運行ルートや運行本数などの見直しを、関係事業者や関係機関等と協議して進めます。 ○路線バスやコミュニティバス等については、路線の維持・運行の確保を図り、甘木駅や新市庁舎周辺など市街地の変化に応じた運行ルートの見直しなど、市民や観光利用者などの利用促進と利便性向上に努めます。 ○中心市街地では、市内交通と市外交通との結節点におけるバス停の整備を進め、利用者の利便性を高めます。
	公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○都市公園である甘木公園、甘木中央公園、天神児童公園、一木児童公園、甘木北公園は、適正な維持管理を行いながら、利用率の向上を図ります。 ○集落地では、地域の特性に応じて身近な広場や公園などの整備を進めます。
	下水道等・河川	<ul style="list-style-type: none"> ○居住環境の向上と公共用水域の水質保全を図るために、地域の特性に応じた下水道等事業を推進します。 ○小石原川などの河川については、河川改修等による治水事業を進め、洪水などに対する防災対策に努めます。
都市環境及び 自然景観の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○小石原川をはじめとする河川沿いに広がる農地は、甘木地域にうるおいとやすらぎを与える田園風景として、その保全に努めます。 ○河川改修等の整備では、親水空間の創出や自然環境に配慮した多自然川づくりを進めます。 ○市街地の背後の大平山や安見ヶ城山などの自然景観の保全に努めます。 	

<p>市街地整備の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地及びその周辺では、生活利便施設の誘導や都市計画道路などの整備にあわせて町並み整備を進めることで、魅力ある市街地形成を図り、良好な居住環境を創出します。 ○甘木駅周辺は交流拠点として、(都)庄屋町東田線の整備にあわせて、駅前広場の整備、交通結節機能強化を行い、拠点としての魅力や利用者の利便性向上など、にぎわいの創出を図ります。 ○新市庁舎周辺は、新たなにぎわいと活力を創出し、魅力ある都市空間づくりに向けて、周辺環境と調和した新たな拠点整備を行います。 ○新市庁舎周辺と甘木駅周辺、既存商店街などを結ぶ、歩行者や公共交通を中心とした安全・安心な交通環境を構築し、既存商店街や地域住民との協働によるにぎわいのある回遊性の高い道路空間づくりを進めます。 ○西日本鉄道・甘木鉄道甘木駅周辺では、国道 322 号との一体整備により、交流機能の強化を図ります。 ○インターチェンジ周辺市街地では、用途地域の拡大や見直し、特定用途制限地域の指定など適正な土地利用規制により良好な市街地形成を図ります。 ○用途地域内の低未利用地では、地区計画などを促進し、良好な居住環境を有する市街地の創出を促します。 ○民間開発などによる住宅地開発では、地区計画や建築協定など地区のまちづくりルールを定めることで、良好な居住環境の創出を促進します。 ○甘木土地区画整理事業(13.5ha)については、都市再生整備計画事業で整備を行い、目的がおおむね達成されていることから、都市計画の変更(廃止)を行います。
<p>安全・安心のまちづくり方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大平山や安見ヶ城山などでは、森林整備を行うとともに、砂防事業などを関係機関に要望し、治山事業を進めます。 ○指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている、甘木小学校、甘木地域センター(フレアス甘木)、朝倉市総合市民センター(ピーポート甘木)、甘木総合隣保館、立石コミュニティセンター、甘木朝倉消防署、立石小学校、甘木中学校では、防災拠点としての設備の充実を図ります。 ○小・中学校周辺や通学路では、歩道やガードレール、横断歩道や防犯灯など交通安全施設の整備を進めます。 ○市民による地域防災組織への活動支援や働きかけを強化し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定・更新を行うなど、市民と行政が協働して地域の避難体制強化を図ります。 ○土砂災害警戒区域などでは、自主防災マップの周知など災害に対する事前準備や、土砂崩れなどの災害危険個所の前兆現象への理解など関係者同士の円滑な情報伝達を図ります。

■甘木地域の都市づくり方針図



- | | | | |
|--|--------|--|---------------|
| | 高速自動車道 | | 商業用地 |
| | 広域幹線道路 | | インターチェンジ周辺市街地 |
| | 都市幹線道路 | | 沿道商業地 |
| | 地域幹線道路 | | 工業地 |
| | 都市計画道路 | | 複合利用地 |
| | 鉄道 | | 一般住宅地 |
| | 用途地域 | | 専用住宅地 |
| | 都市計画区域 | | 農村環境保全地 |
| | 行政区域 | | 自然環境保全地 |
| | 地域界 | | レクリエーション地 |
| | | | 河川・湖 |
| | | | 自然公園等 |
| | | | 都市公園 |

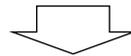
3)南陵地域の都市づくりの方針

(1)地域の特性

位置	<p>本地域は、朝倉市の南西部に位置し、久留米市や大刀洗町などと隣接しています。</p> <p>本地域は、筑後川などによって形成された筑紫平野に位置しています。</p> <p>本地域には、平塚川添遺跡や小田茶臼塚古墳など歴史遺産がみられます。</p>	<p>地域区分図</p>
	<p>人口</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年の人口は8,253人です。平成27年から令和2年までは136人(1.6%)の減少を示しています。(※大字牛木を含んでいます。) ○令和2年の年少人口は933人(11.4%)、生産年齢人口は4,385人(53.6%)、老年人口は2,868人(35.0%)となっています。(年齢不詳67人除く) 	
現況特性	<p>土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画区域が指定されており、馬田地区や福田地区の一部に用途地域が指定されています。 ○用途地域は、主に工業系用途地域が指定されていることから、工場の立地が進んでいます。 ○筑紫平野の低地部では、ほ場整備が行われており、まとまった優良農地が広がっています。 ○低地部の自然堤防などの微高地には、集落地がみられます。 ○筑後川は筑後川県立自然公園に指定されています。 	
	<p>都市施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大分自動車道の甘木インターチェンジが設置されているほか、国道322号や国道500号、(主)甘木田主丸線などの幹線道路が地域の北部から南部にかけて放射状に配置されています。 ○本地域内の自動車交通量は、国道322号が3,833台/12h、国道500号が10,000台/12h前後(平成27年度道路交通センサス)を記録しています。 ○公共交通としては、西日本鉄道甘木線の馬田駅、上浦駅、国道500号や(主)甘木田主丸線を走る路線バスがあり、あいのりタクシーのルートも設定されています。また、甘木インターチェンジには高速バス乗降場が併設されています。 ○都市公園はありませんが、平塚川添遺跡公園が整備されており、民間施設の麒麟花園があります。 ○公共下水道(筑後川中流右岸流域関連公共下水道及び単独公共下水道)が、用途地域を中心に整備が進められています。 	
	<p>地域の環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○筑後川などの河川が水辺空間を形成し、筑後平野の低地部には田園風景が広がっています。 ○平塚川添遺跡や小田茶臼塚古墳など歴史遺産が遺されています。 ○小石原川沿いは0.5m~3.0m、佐田川と桂川が筑後川に合流する付近では5.0m~10.0mの浸水想定区域が広く指定されています。また、蜷城地区では広い範囲で洪水流到達範囲が想定されています。 ○佐田川では河川決壊のおそれがある個所が複数あり、桂川沿いでは洪水流到達範囲が想定されています。また、過去に桂川が越水した影響で一帯が浸水した箇所があります。 ○馬田地区や蜷城地区周辺では洪水に対応した指定避難所がありません。 	

(2)地域の課題

現況特性より	市民意向調査より
<ul style="list-style-type: none"> ○人口は減少傾向にあり、少子・高齢化が進行しています。 ○用途地域内には一部に農地等の低未利用地が広がっています。 ○農地を中心として田園風景が広がっています。 ○生活道路や下水道等など生活に密着した都市施設の整備が一部未整備です。 ○平塚工業団地では、用途地域の指定等はされていません。 ○馬田地区の指定避難所から離れている地域では、避難所への早期避難が必要です。 ○蜷城地区では 5.0m～10.0mの浸水が想定され、避難所への早期避難が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の地域イメージは、田園風景など自然の豊かさ、買い物や病院などの生活に必要なサービスの充実が望まれています。 ○地域で特に望まれていることは、スーパーなどの店舗を維持すること、鉄道やバスなど公共交通機関の維持や路線の確保です。 ○道路や交通機関については、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行の確保、公共交通機関の利便性向上が望まれています。 ○公園・緑地では、日頃利用する公園や子どもの遊び場の整備が望まれています。 ○その他、娯楽・レジャー施設の充実、災害に強く、安全に安心して暮らせる都市・生活環境づくりが望まれています。



- 工業系用途地域内に残存する農地等の低未利用地では、周辺の農業生産環境や住宅地の居住環境に配慮しながら、土地の有効利用を図る必要があります。
- 平塚工業団地では、周辺の環境に配慮した用途地域見直しの検討が必要です。
- 南陵地域内を通る道路には、狭あいな箇所や未整備箇所が残されており、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行の確保など、交通利便性の向上を図る必要があります。
- 鉄道やバスなど公共交通機関の維持や路線の確保、利便性向上を図ることが必要です。
- 筑紫平野には大規模なほ場整備によるまとまった優良農地が広がっており、今後も農業生産環境の保全に努め、農業の生産力の向上を図ることが必要です。
- 平塚川添遺跡や小田茶臼塚古墳などの歴史遺産、キリン花園などのレクリエーション施設などが点在しており、それらの保全と活用が必要です。
- 低地部の微高地に形成された集落地では、高齢化が進み、人口が少ない集落も増えつつあることから、地域コミュニティの活性化や再生を進めるために、生活道路や下水道等の整備、病院や診療所、商店の利用など日常生活の利便性の向上を図る必要があります。
- 指定避難所から離れている地域では、災害リスクの状況に応じた早めの呼びかけを行うなど、発災前の速やかな避難行動を開始するなど確実な避難が必要です。
- 蜷城地区の浸水想定区域では、河川の増水による河川の決壊や氾濫などに対する監視など、円滑な避難につながる市民への情報提供が必要です。

(3)地域の都市づくりの目標（テーマ）

地域の都市づくりの目標（テーマ）

工業拠点の充実と筑後川沿いの豊かな農業生産環境の保全を図るまちづくり

(4)地域の都市づくり方針

土地利用 の方針	インターチェンジ周辺 市街地	○甘木インターチェンジ周辺では、無秩序な土地利用を抑制するために、用途地域の拡大や見直し、特定用途制限地域の指定など適正な土地利用規制を進め、沿道サービス型商業地としての土地利用を促進します。
	工業地	○平塚地区の工業地では、周辺の農業生産環境や居住環境に配慮しつつ、工業地としての土地利用を促進します。 ○平塚工業団地は、産業機能の集積を図るため、周辺の居住環境や農業生産環境に配慮しながら、用途の見直しを検討します。
	複合利用地	○（主）甘木田主丸線沿いでは、中低層住宅の居住環境の保全に努めながら、商店や事業所、工場等の立地を許容する複合利用地としての土地利用を促進します。 ○国道 322 号、国道 500 号の幹線道路沿道では無秩序な土地利用を抑制するために、用途地域の拡大や特定用途制限地域の指定など、計画的な土地利用を促進します。
	農村環境 保全地	○筑紫平野の農用地区域に指定された農地は、積極的に保全に努めます。 ○農用地区域に指定されていない農地についても、農地が有する多面的機能の維持・向上を図るために保全に努めます。 ○地域に点在する集落地では、周辺の農業生産環境に配慮しつつ、生活道路や下水道等などの整備により、日常生活の利便性の向上や居住環境の保全に努めるとともに、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
	レクリエーション地	○平塚川添遺跡公園などの観光・レクリエーション施設では、施設や設備の充実を図り、市民や観光客の利用を促します。
施設整備 の方針	交通施設	○国道 322 号（バイパス）や（主）甘木田主丸線などの幹線道路の整備を関係機関に要請するとともに、歩行者等の安全性確保のために歩道や横断歩道などの交通安全施設を整備します。 ○集落地では、歩行者等の安全性に配慮した生活道路の整備を進めます。 ○公共交通機関である路線バスやあいのりタクシーについては、運行事業者や地域コミュニティとの協働により、路線の運行確保や維持を図り、利用促進と利便性向上に努めます。また、田主丸線は隣接する久留米市との地域間幹線バスとして利用促進を図ります。
	公園・緑地	○平塚川添遺跡公園は適正な維持管理を行いながら、利用率の向上を図ります。 ○集落地では、地域の特性に応じて身近な広場や公園などの整備を進めます。
	下水道等・ 河川	○居住環境の向上と公共用水域の水質保全を図るために、地域の特性に応じた下水道等事業を推進します。 ○小石原川や佐田川などの河川については、河川改修等による治水事業を進め、洪水などに対する防災対策に努めます。

都市環境及び 自然景観の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○筑紫平野に広がる農地は、南陵地域にうるおいとやすらぎを与える田園風景として、その保全に努めます。 ○河川改修等の整備では、親水空間の創出や自然環境に配慮した多自然川づくりを進めます。 ○筑後川県立自然公園に指定された筑後川などの自然景観の保全に努めます。 ○小田茶臼塚古墳や平塚川添遺跡公園の保存に努めます。
市街地整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○インターチェンジ周辺市街地では、用途地域の拡大や見直し、特定用途制限地域の指定など適正な土地利用規制により良好な市街地形成を図ります。
安全・安心の まちづくり方針	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の連携により、医療の充実や健康づくりへの支援を検討します。 ○指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている、馬田コミュニティセンター、馬田小学校、キリンビール（株）福岡工場体育館、福田コミュニティセンター、福田小学校、南陵中学校、蜷城コミュニティセンター、蜷城小学校では、防災拠点としての設備の充実を図ります。 ○小・中学校周辺や通学路では、歩道やガードレール、横断歩道や防犯灯など交通安全施設の整備を進めます。 ○市民による地域防災組織への活動支援や働きかけを強化し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定・更新を行うなど、市民と行政が協働して地域の避難体制強化を図ります。 ○浸水想定区域では、頻発する集中豪雨等による被害を防止・軽減するため治水対策に取り組むとともに、河川の決壊や氾濫などに対する監視を行い、住民自らの避難行動につながる災害情報の提供など、防災・減災対策に取り組みます。

■南陵地域の都市づくり方針図



4)十文字地域の都市づくりの方針

(1)地域の特性

位置	<p>本地域は、朝倉市の中央から東部にかけて位置し、東部では東峰村と隣接しています。</p> <p>本地域は、筑紫山地の山々と佐田川によって形成された低地部に位置しています。</p> <p>本地域の中央部には、寺内ダムがあります。</p>	<p>地域区分図</p>
	<p>人口</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年の人口は6,548人です。平成27年から令和2年までは550人(7.7%)の減少を示しています。 ○令和2年の年少人口は616人(9.5%)、生産年齢人口は3,066人(47.0%)、老年人口は2,833人(43.5%)となっています。(年齢不詳33人除く) 	
現況特性	<p>土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中央部から西部にかけては都市計画区域に指定されていますが、用途地域は屋永地区の一部のみです。東部は都市計画区域・準都市計画区域外です。 ○地域の中央部には、美奈宜の杜地区に住宅団地が整備されています。 ○佐田川沿いに開けた低地部では、ほ場整備が行われた農地が広がり、農業生産が営まれています。 ○低地部の自然堤防などの微高地には、集落地がみられます。 ○東部の山地部にそびえる鳥屋山は筑後川県立自然公園及び鳥屋山自然環境保全地域に指定されています。 	
	<p>都市施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本地域を縦断する(一)塔ノ瀬十文字小郡線をはじめ、(主)朝倉小石原線などの幹線道路が整備されています。 ○本地域内を通る(一)塔ノ瀬十文字小郡線は、2,489台/12h(平成27年度道路交通センサス)を記録しています。 ○公共交通としては路線バスがあり、あいのりタクシーやあいのりスクールバスのルートも設定されています。 ○あまぎ水の文化村やたかき清流館、鳥屋山キャンプ場(豪雨災害を受け休園中)などが整備されています。 ○汚水処理は、特定環境保全公共下水道のほか、地域し尿処理施設の集合処理や合併処理浄化槽による個別処理により進められています。 	
	<p>地域の環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○筑紫山地から連なる山々は、水と緑豊かな自然環境を形成しています。 ○佐田川などの河川が水辺空間を形成し、それに沿って開かれた低地部には田園風景が広がっています。 ○佐田川周辺の黄金川では、スイゼンジノリが生産されています。 ○山地部には寺内ダムが整備されており、農業用水を供給しています。 ○山間部や山沿いの丘陵地は土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されています。 ○佐田川沿いは0.5m~3.0mの浸水想定区域に指定されています。 ○佐田川沿いの集落地では、近隣に指定避難所がありません。 	

(2)地域の課題

現況特性より	市民意向調査より
<ul style="list-style-type: none"> ○人口は減少傾向にあり、少子・高齢化が進行しています。 ○美奈宜の杜地区における日常生活の利便性の維持が必要です。 ○水と緑豊かな自然環境が広がっています。 ○生活道路や下水道等など生活に密着した都市施設の整備が一部未整備です。 ○指定避難所から離れている地域では、避難所への早期避難や日頃からの避難訓練など防災意識の向上が必要です。 ○平成 29 年 7 月九州北部豪雨をはじめとした豪雨災害による被害箇所の早急な復旧が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の地域イメージは、山並みの眺望や田園風景など自然の豊かさ、災害に強く、安全に安心して暮らせる都市・生活環境づくりが望まれています。 ○地域で特に望まれていることは、買い物や病院など、生活に必要なサービスの充実、公共交通機関の維持や路線の確保です。 ○道路や交通機関については、身の回りの生活道路の利便性や安全性、公共交通機関の利便性向上が望まれています。 ○公園・緑地では、日頃利用する公園や子どもの遊び場の整備が望まれています。 ○その他、娯楽・レジャー施設の充実、商業施設の充実度（買い物の便利さ）が望まれています。



- 佐田川沿いに開けたまとまった優良農地では、朝倉市の基幹産業である農業生産が営まれていることから、農地の保全が必要です。
- 十文字地域東部に広がる山々は、朝倉市をはじめとする水源としての役割を担っており、安全・安心な水の供給を図るとともに、自然災害の低減のために、山林など自然環境の保全が必要です。
- 美奈宜の杜地区の住宅団地では、市街地からも離れていることから、公共交通機関の維持や路線の確保、病院や診療所、商店の利用など日常生活の利便性の向上を図る必要があります。
- 山すそや谷あい、低地部の微高地に形成された集落地では、高齢化が進み、人口が少ない集落も増えつつあることから、地域コミュニティの活性化や再生を進めるために、生活道路や下水道等の整備、病院や診療所、商店の利用など日常生活の利便性の向上を図る必要があります。
- 災害リスクの高い地域では、地域防災組織と連携した避難行動要支援者の把握や対応、地区ごとの自主防災マップの周知など防災意識の向上が必要です。
- 佐田川沿いの指定避難所から離れている地域では、災害リスクの状況に応じた早めの呼びかけを行うなど、発災前の確実な避難が必要です。
- 平成 29 年 7 月九州北部豪雨をはじめとした豪雨災害による被害箇所の早急な復旧が必要です。

(3)地域の都市づくりの目標（テーマ）

地域の都市づくりの目標（テーマ）

**筑後山地や佐田川の自然環境の保全と
良好な居住環境のシニアタウンを形成するまちづくり**

(4)地域の都市づくり方針

土地利用 の方針	工業地	○屋永地区の工業地では、周辺の農業生産環境や居住環境に配慮しつつ、工業地としての土地利用を促進します。
	一般住宅地	○屋永地区の住宅地では、中低層住宅を誘導するとともに、生活道路の整備やオープンスペースの確保など居住環境の改善に努めます。
	郊外住宅地	○美奈宜の杜地区では、低層の専用户建住宅を誘導し、良好な居住環境の維持・向上に努めます。
	農村環境 保全地	○筑紫平野などに広がる農用地区域に指定された農地は、積極的に保全に努めます。 ○農用地区域に指定されていない農地についても、農地が有する多面的機能の維持・向上を図るために保全に努めます。 ○地域に点在する集落地では、周辺の農業生産環境に配慮しつつ、生活道路や下水道等などの整備により、日常生活の利便性の向上や居住環境の保全に努めるとともに、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
	自然環境 保全地	○地域の東部に広がる筑紫山地では、山林の保全と活用を図り、水源かん養に努めます。
	レクリエー ション地	○あまぎ水の文化村、たかき清流館などのレクリエーション施設では、適正な維持管理に努め、市民や観光客の利用を促します。
施設整備 の方針	交通施設	○（主）朝倉小石原線や（一）塔ノ瀬十文字小郡線などの幹線道路の整備を関係機関に要請するとともに、歩行者等の安全性確保のために歩道や横断歩道などの交通安全施設を整備します。 ○集落地では、歩行者等の安全性に配慮した生活道路の整備を進めます。 ○公共交通機関である路線バス、あいのりタクシー、あいのりスクールバスについては運行事業者と更なる連携を図り、路線の運行確保や維持など、利用促進と利便性の向上に努めます。
	公園・緑地	○（地）十文字公園の整備を進めます。 ○集落地では、地域の特性に応じて身近な広場や公園などの整備を進めます。
	下水道等・ 河川	○居住環境の向上と公共用水域の水質保全を図るために、地域の特性に応じた下水道等事業を推進します。 ○佐田川などの河川については、河川改修等による治水事業を進め、洪水などに対する防災対策に努めます。

<p>都市環境及び 自然景観の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○筑紫平野などに広がる農地は、十文字地域にうるおいとやすらぎを与える田園風景として、その保全に努めます。 ○河川改修等の整備では、親水空間の創出や自然環境に配慮した多自然川づくりを進めます。 ○鳥屋山自然環境保全地域をはじめ筑後川県立自然公園に指定された筑紫山地などの自然景観の保全に努めます。 ○黄金川に自生するスイゼンジノリ（絶滅危惧種）の生産環境の保全に努めます。
<p>安全・安心の まちづくり方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○筑紫山地では、森林整備を行うとともに、砂防事業などを関係機関に要望し、治山事業を進めます。 ○医療機関の連携により、医療の充実や健康づくりへの支援を検討します。 ○指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている、金川コミュニティセンター、金川小学校、三奈木コミュニティセンター、三奈木小学校、十文字中学校、美奈宜の杜コミュニティセンター、高木コミュニティセンターでは、防災拠点としての設備の充実を図ります。 ○小・中学校周辺や通学路では、歩道やガードレール、横断歩道や防犯灯など交通安全施設の整備を進めます。 ○市民による地域防災組織への活動支援や働きかけを強化し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定・更新を行うなど、市民と行政が協働して地域の避難体制強化を図ります。 ○土砂災害警戒区域などでは、自主防災マップの周知など災害に対する事前準備や、土砂崩れなどの災害危険個所の前兆現象への理解など関係者同士の円滑な情報伝達を図ります。 ○平成 29 年 7 月九州北部豪雨をはじめとした豪雨災害による被害箇所の早急な復旧を進めるとともに、浸水被害に対する治水対策を進めます。

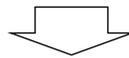
5)朝倉地域の都市づくりの方針

(1)地域の特性

位置	<p>本地域は、朝倉市の中央から南部にかけて位置し、南部ではうきは市と隣接しています。</p> <p>本地域は、筑紫山地の山々の一部と筑後川によって形成された低地部に位置しています。その筑後川には筑後川県立自然公園が指定されています。</p>		<p>地域区分図</p>
	人口	<p>○令和2年の人口は7,157人です。平成27年から令和2年までは621人(8.0%)の減少を示しています。○令和2年の年少人口は737人(10.3%)、生産年齢人口は3,515人(49.2%)、老年人口は2,898人(40.5%)となっています。(年齢不詳7人除く)</p>	
現況特性	土地利用	<p>○低地部を中心に準都市計画区域が指定されています。北部の山地部は都市計画区域・準都市計画区域外です。</p> <p>○筑紫平野の低地部では、ほ場整備が行われており、まとまった優良農地が広がっています。</p> <p>○低地部の自然堤防などの微高地には、集落地がみられます。</p> <p>○筑後川は筑後川県立自然公園に指定されています。</p>	
	都市施設	<p>○大分自動車道の朝倉インターチェンジが設置されているほか、国道386号(県道112号福岡日田線)や(主)甘木朝倉田主丸線などの幹線道路が南北・東西方向に配置されています。</p> <p>○本地域と甘木・杷木地域を結ぶ国道386号(県道112号福岡日田線)は、16,252台/12h(平成27年度道路交通センサス)を、うきは市とを結ぶ(主)甘木朝倉田主丸線は、7,234台/12hを記録しています。</p> <p>○公共交通としては、国道386号(県道112号福岡日田線)を中心に路線バスが運行されているほか、地域内を周回するコミュニティバスが運行されています。また、朝倉インターチェンジには高速バス乗降場が併設されています。</p> <p>○三連水車の里あさくらでは、農産物直売所や芝生公園が整備されています。</p> <p>○汚水処理は、特定環境保全公共下水道のほか、農業集落排水事業の集合処理や合併処理浄化槽による個別処理により進められています。</p>	
	地域の環境	<p>○筑紫山地から連なる山々は、水と緑豊かな自然環境を形成しています。</p> <p>○筑後川などの河川が水辺空間を形成し、それに沿って開かれた低地部には田園風景が広がっています。その農地では観光農園としての利用もみられます。</p> <p>○筑後川には山田堰が、堀川には三連水車、二連水車が遺されており、恵蘇八幡宮や医王山南淋寺などの寺社仏閣などの歴史・文化遺産がみられます。</p> <p>○山間部や山沿いの丘陵地は土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されています。</p> <p>○筑後川沿いの浸水想定区域には0.5m~5.0mの浸水が想定され、過去に浸水した箇所もあります。また、広い範囲で洪水流到達範囲が想定されています。</p> <p>○筑後川沿いの集落地では、近隣に指定避難所がありません。</p>	

(2)地域の課題

現況特性より	市民意向調査より
<ul style="list-style-type: none"> ○人口は減少傾向にあり、少子・高齢化が進んでいます。 ○歴史・文化遺産が点在しています。 ○農地を中心に田園風景が広がっています。 ○生活道路など生活に密着した都市施設の整備が一部未整備です。 ○過去に浸水が発生した箇所や指定避難所から離れている地域では、指定避難所への早期避難や日頃からの避難訓練など防災意識の向上が必要です。 ○平成 29 年 7 月九州北部豪雨をはじめとした豪雨災害による被害箇所の早急な復旧が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の地域イメージは、山並みの眺望や田園風景など自然の豊かさ、災害に強く、快適に暮らせる安全・安心な都市・生活環境づくりが望まれています。 ○地域で特に望まれていることは、スーパーなどの店舗を維持すること、バスなど公共交通機関の維持や路線の確保です。 ○道路や交通機関については、市内の地域間を結ぶ幹線道路の便利さ、公共交通機関の利便性向上が望まれています。 ○公園・緑地では、日頃利用する公園や子どもの遊び場の整備が望まれています。 ○その他、娯楽・レジャー施設の充実、買い物や病院など、生活に必要なサービスの充実が望まれています。



<ul style="list-style-type: none"> ○朝倉地域の中心部である朝倉支所周辺には、コミュニティセンターや生涯学習センターなどの機能が集積し、地域拠点が形成されていることから、今後もそれらを生かしたまちづくりが必要です。 ○筑紫平野には大規模なほ場整備によるまとまった優良農地が広がっており、今後も農業生産環境の保全に努め、農業の生産力の向上を図ることが必要です。 ○水源かん養や自然災害低減を図るために、筑紫平野の背後に広がる山々など自然環境の保全が必要です。 ○三連水車の文化遺産や寺社仏閣などが点在しており、それらの保全と活用が必要です。 ○山すそや谷あい、低地部の微高地に形成された集落地では、高齢化が進み、人口が少ない集落も増えつつあることから、地域コミュニティの活性化や再生を進めるために、生活道路の整備や、病院・診療所、商店の利用など日常生活の利便性の向上を図る必要があります。 ○バスなど公共交通機関の維持や路線の確保、利便性向上を図ることが必要です。 ○筑後川沿いの指定避難所から離れている地域や、過去に浸水が発生した地域では、災害リスクの状況に応じた早めの呼びかけを行うなど、発災前の確実な避難が必要です。 ○平成 29 年 7 月九州北部豪雨をはじめとした豪雨災害による被害箇所の早急な復旧が必要です。
--

(3)地域の都市づくりの目標（テーマ）

地域の都市づくりの目標（テーマ）

朝倉地区を彩る歴史・文化資源と豊かな農業生産環境を保全するまちづくり

(4)地域の都市づくり方針

土地利用 の方針	地域中心地	○朝倉地域の市街地では、公共公益施設や日用品などを提供する商店や事務所などと住宅地との調和を図るとともに、生活道路の整備により、日常生活の利便性の向上や居住環境の保全を図り、地域中心地の活性化を進めます。
	工業地	○烏集院地区の工業地では、周辺の農業生産環境や居住環境に配慮しつつ、工業地としての土地利用を促進します。
	農村環境 保全地	○筑紫平野に広がる農用地区域に指定された農地は、農業生産環境の維持・向上のため積極的に保全に努めます。 ○農用地区域に指定されていない農地についても、農地が有する多面的機能の維持・向上を図るために保全に努めます。 ○地域に点在する集落地では、周辺の農業生産環境に配慮しつつ、生活道路の整備により、日常生活の利便性の向上や居住環境の保全に努めるとともに、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
	自然環境 保全地	○筑紫山地では、山林の保全と活用を図り、水源かん養に努めます。
	レクリエー ション地	○三連水車の里あさくらや朝倉球場などの観光・レクリエーション施設では、施設や設備の充実を図り、市民や観光客の利用を促します。
施設整備 の方針	交通施設	○国道 386 号や (主) 甘木朝倉田主丸線などの幹線道路の整備を関係機関に要請するとともに、歩行者等の安全性確保のために歩道や横断歩道などの交通安全施設を整備します。 ○集落地では、歩行者等の安全性に配慮した生活道路の整備を進めます。 ○路線バス・コミュニティバスについては、バス路線の維持・運行の確保など運行事業者と更なる連携を図り、利用促進と利便性向上に努めます。
	公園・緑地	○水車公園（三連水車の里あさくら）の充実を図ります。 ○集落地では、地域の特性に応じて身近な広場や公園などの整備を進めます。
	下水道等・ 河川	○居住環境の向上と公共用水域の水質保全を図るために、下水処理等の適正な維持管理に努めます。 ○筑後川や桂川などの河川については、河川改修等による治水事業を進め、洪水などに対する防災対策に努めます。
都市環境及び 自然景観の方針	○筑紫平野に広がる農地は、朝倉地域にうるおいとやすらぎを与える田園風景として、その保全に努めます。 ○河川改修等の整備では、親水空間の創出や自然環境に配慮した多自然川づくりを進めます。 ○筑後川や筑紫山地などの自然景観の保全に努めます。 ○山田堰、堀川用水及び朝倉揚水車、隠家森の保存とともに、恵蘇八幡宮や医王山南淋寺などの歴史・文化遺産の保全を図ります。	

安全・安心の
まちづくり方針

- 筑紫山地では、森林整備を行うとともに、砂防事業などを関係機関に要望し、治山事業を進めます。
- 住民の安全と健康を守るため、保健・医療・福祉の連携による地域保健医療体制の充実強化を図り、疾病予防や健康づくりへの支援を検討します。
- 指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている、朝倉地域生涯学習センター、朝倉体育センター、比良松中学校、朝倉東小学校、大福小学校、朝倉老人福祉センターでは、防災拠点としての設備の充実を図ります。
- 小・中学校周辺や通学路では、歩道やガードレール、横断歩道や防犯灯など交通安全施設の整備を進めます。
- 市民による地域防災組織への活動支援や働きかけを強化し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定・更新を行うなど、市民と行政が協働して地域の避難体制強化を図ります。
- 土砂災害警戒区域などでは、自主防災マップの周知など災害に対する事前準備や、土砂崩れなどの災害危険個所の前兆現象への理解など関係者同士の円滑な情報伝達を図ります。
- 平成 29 年 7 月九州北部豪雨をはじめとした豪雨災害による被害箇所の早急な復旧を進めるとともに、浸水被害に対する治水対策を進めます。

■朝倉地域の都市づくり方針図



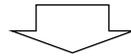
6) 杷木地域の都市づくりの方針

(1) 地域の特性

位置	<p>本地域は、朝倉市の東部に位置し、日田市やうきは市と隣接しています。</p> <p>本地域は、筑紫山地の山々の一部と筑後川によって形成された低地部に位置しています。その筑後川には耶馬日田英彦山国定公園及び筑後川県立自然公園が指定されています。</p>	<p>地域区分図</p>
	<p>人口</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和 2 年の人口は 5,595 人です。平成 27 年から令和 2 年までは 1,198 人（17.6%）の減少を示しています。 ○令和 2 年の年少人口は 534 人（9.6%）、生産年齢人口は 2,768 人（49.9%）、老年人口は 2,246 人（40.5%）となっています。（年齢不詳 47 人除く） 	<p>土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大分自動車道以南に準都市計画区域が、原鶴温泉地区には用途地域（商業地域）及び特別用途地区（観光地区）が指定されています。大分自動車道以北は都市計画区域・準都市計画区域外です。 ○筑紫平野の低地部は他の地域より狭く、ほ場整備などの基盤整備が行われた農地を中心に、農業生産が営まれています。 ○筑後川の北側や赤谷川沿いの低地部には、集落地がみられます。 ○筑後川及び麻底良山・高山周辺は耶馬日田英彦山国定公園及び筑後川県立自然公園が指定されています。
現況特性	<p>都市施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大分自動車道の杷木インターチェンジが設置されているほか、国道 386 号や（主）八女香春線などの幹線道路が配置されています。 ○本地域と朝倉市郡、日田市を結ぶ国道 386 号は、5,063 台/12h（平成 27 年度道路交通センサス）を記録しています。 ○公共交通としては、国道 386 号及び（主）八女香春線に路線バスが運行されており、地域内へはあいのりタクシーのルートが設定されています。また、杷木インターチェンジ出入口付近には高速バス乗降場が併設されています。 ○道の駅「原鶴」ファームステーションバサロ、杷木大ひまわり園や川の駅「原鶴」などが整備されています。 ○汚水処理は、合併処理浄化槽による個別処理により進められています。 	<p>地域の環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○筑紫山地から連なる山々は、水と緑豊かな自然環境を形成しています。 ○筑後川などの河川が水辺空間を形成しています。 ○低地部の農地では観光農園としての利用もみられます。 ○原鶴温泉地区は著名な観光地で、筑後川鵜飼いの名所でもあります。 ○普門院や円清寺などの寺社のほか、杷木久喜宮のキンメイチクや杷木神籠石などの文化財が点在しています。 ○山間部や山沿いは土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されています。また、過去の被災履歴も見られ、被害箇所の復旧が進んでいます。 ○筑後川沿いは 0.5m～10m の浸水想定区域が広く指定されています。また、杷木久喜宮地区は国道 386 号の一部で冠水する可能性があります。 ○杷木久喜宮地区では洪水に対応した指定避難所がありません。

(2)地域の課題

現況特性より	市民意向調査より
<ul style="list-style-type: none"> ○人口は減少傾向にあり、少子・高齢化が進行しています。 ○原鶴温泉街があります。 ○国定公園・県立自然公園に指定された自然環境が広がっています。 ○生活道路や下水道など生活に密着した都市施設の整備が一部未整備です。 ○杷木久喜宮地区では、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域と浸水想定区域が重なる特に災害リスクが高い地域があり、指定避難所への早期避難や日頃からの避難訓練など防災意識の向上が必要です。 ○平成 29 年 7 月九州北部豪雨をはじめとした豪雨災害による被害箇所の早急な復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の地域イメージは、日常の移動に不自由しない公共交通網の充実、災害に強く、安全に安心して暮らせる都市・生活環境づくりが望まれています。 ○地域で特に望まれていることは、災害に対する安全性、スーパーなどの店舗を維持すること、バスなど公共交通機関の維持や路線の確保です。 ○道路や交通機関については、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行の確保、公共交通機関の利便性向上が望まれています。 ○公園・緑地では、日頃利用する公園や子どもの遊び場、街路樹や花壇など、緑の充実が望まれています。 ○その他、娯楽・レジャー施設の充実、商業施設の充実、観光施設の充実が望まれています。



- 杷木地域の中心部である杷木支所周辺には、生涯学習センターなどの機能が集積し、地域拠点形成されていることから、今後もそれらを生かしたまちづくりが必要です。
- 杷木地域内を通る道路には、狭い箇所や未整備箇所が残され、また、バス利用も不便であることから、交通利便性の向上を図る必要があります。
- 低地部に広がる農地では、朝倉市の基幹産業である農業生産が営まれていることから、農地の保全が必要です。
- 筑後川及び筑紫山地に指定されている国定公園及び県立自然公園における水と緑豊かな自然環境の保全が必要です。
- 原鶴温泉地区を中心に整備されている観光・レクリエーション施設の保全と活用が必要です。
- 山すそや谷あい、低地部の微高地に形成された集落地では、高齢化が進み、人口が少ない集落も増えつつあることから、地域コミュニティの活性化や再生を進めるために、生活道路や下水道等の整備、病院や診療所、商店の利用など日常生活の利便性の向上を図る必要があります。
- 公共交通機関の維持や路線の確保、利便性向上を図ることが必要です。
- 土砂災害警戒区域等や杷木久喜宮地区などの浸水想定区域に指定されている集落地では、災害リスクの状況に応じた早めの呼びかけを行うなど、発災前の確実な避難が必要です。
- 平成 29 年 7 月九州北部豪雨をはじめとした豪雨災害による被害箇所の早急な復旧が必要です。

(3)地域の都市づくりの目標（テーマ）

地域の都市づくりの目標（テーマ）

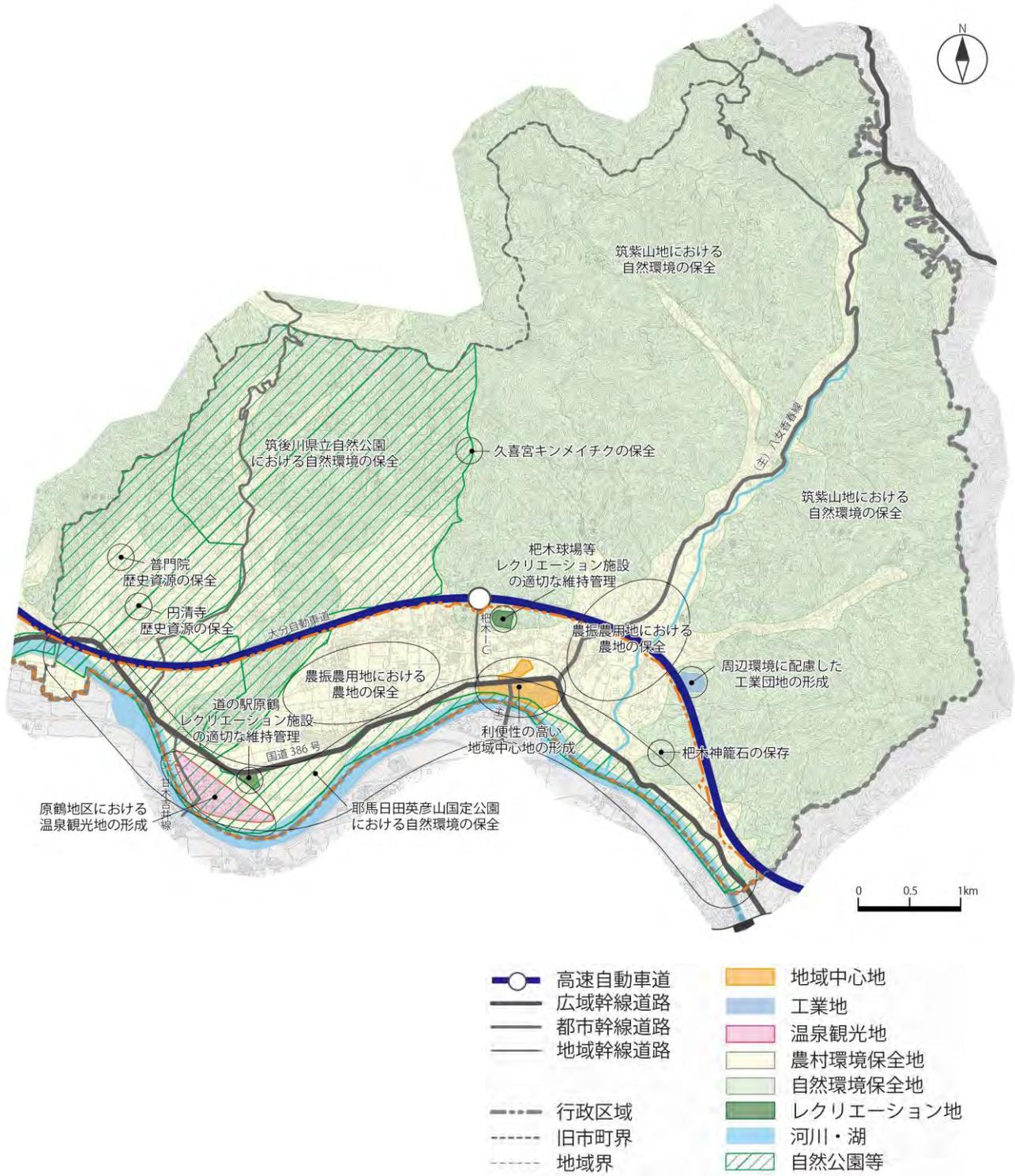
**筑紫山地と筑後川の自然環境の保全と
賑わいのある温泉観光地を形成するまちづくり**

(4)地域の都市づくり方針

土地利用 の方針	地域中心地	○杷木地域の市街地では、公共公益施設や日用品などを提供する商店や事務所などと住宅地との調和を図るとともに、生活道路の整備や合併処理浄化槽の設置などにより、日常生活の利便性の向上や居住環境の保全を図り、地域中心地の活性化を進めます。
	工業地	○都市計画区域・準都市計画区域外に位置する杷木林田地区の工業団地では、周辺の自然環境などに配慮した工業地として、その土地利用を促進します。
	温泉観光地	○用途地域（商業地域）や特別用途地区（観光地区）により、適正な土地利用を推進し、賑わいと風情のある温泉観光地の形成を図ります。
	農村環境 保全地	○農用地区域に指定された農地は、農業生産環境の維持・向上のため、積極的に保全に努めます。 ○農用地区域に指定されていない農地についても、農地が有する多面的機能の維持・向上を図るために保全に努めます。 ○地域に点在する集落地では、周辺の農業生産環境に配慮しつつ、生活道路や下水道等などの整備により、日常生活の利便性の向上や居住環境の保全に努めるとともに、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
	自然環境 保全地	○耶馬日田英彦山国定公園及び筑後川県立自然公園に指定された筑紫山地では、山林の保全と活用を図り、水源かん養に努めます。
	レクリエー ション地	○道の駅「原鶴」や川の駅「原鶴」、杷木球場などの観光・レクリエーション施設では、施設や設備の充実を図り、市民や観光客の利用を促します。
施設整備 の方針	交通施設	○国道 386 号などの幹線道路の整備を関係機関に要請するとともに、歩行者等の安全性確保のために歩道や横断歩道などの交通安全施設を整備します。 ○集落地では、歩行者等の安全性に配慮した生活道路の整備を進めます。 ○公共交通機関である路線バスやあいのりタクシーについては、市民や観光利用者の重要な移動手段であるため、路線の維持・運行の確保など運行事業者と更なる連携を図り、利用促進と利便性向上に努めます。また、西鉄バス小石原線・宝珠山線は隣接する東峰村との地域間幹線バスとして利用促進を図ります。
	公園・緑地	○道の駅「原鶴」の充実を図ります。 ○集落地では、地域の特性に応じて身近な広場や公園などの整備を進めます。
	下水道等・ 河川	○居住環境の向上と公共用水域の水質保全を図るために、地域の特性に応じた下水道等事業を推進します。 ○筑後川や赤谷川などの河川については、河川改修等による治水事業を進め、洪水などに対する防災対策に努めます。

<p>都市環境及び 自然景観の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○筑後川の北側に広がる農地は、杷木地域にうるおいとやすらぎを与える田園風景として、その保全に努めます。 ○河川改修等の整備では、親水空間の創出や自然環境に配慮した多自然川づくりを進めます。 ○耶馬日田英彦山国定公園及び筑後川県立自然公園に指定された筑後川や筑紫山地などの自然景観の保全に努めます。 ○杷木久喜宮のキンメイチクや杷木神籠石の保存に努めます。 ○普門院や円清寺など歴史・文化遺産の保全を図ります。 ○原鶴温泉の景観充実により観光振興を図ります。
<p>安全・安心の まちづくり方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○筑紫山地では、森林整備を行うとともに、砂防事業などを関係機関に要望し、治山事業を進めます。 ○住民の安全と健康を守るため、保健・医療・福祉の連携による地域保健医療体制の充実強化を図り、疾病予防や健康づくりへの支援を検討します。 ○指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている、杷木地域生涯学習センター（らくゆう館）、久喜宮地域防災拠点施設、志波地域防災拠点施設、杷木小学校、杷木中学校、朝倉光陽高校、サンライズ杷木では、防災拠点としての設備の充実を図ります。 ○小・中学校周辺や通学路では、歩道やガードレール、横断歩道や防犯灯など交通安全施設の整備を進めます。 ○市民による地域防災組織への活動支援や働きかけを強化し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定・更新を行うなど、市民と行政が協働して地域の避難体制強化を図ります。 ○土砂災害警戒区域などでは、自主防災マップの周知など災害に対する事前準備や、土砂崩れなどの災害危険個所の前兆現象への理解など関係者同士の円滑な情報伝達を図ります。 ○平成 29 年 7 月九州北部豪雨をはじめとした豪雨災害による被害箇所の早急な復旧を進めるとともに、浸水被害に対する治水対策を進めます。

■ 杷木地域の都市づくり方針図



第 7 章 實現化方策

第7章 実現化方策

1. 都市づくりの進め方

1) 都市づくりの推進と取り組み方

◆地域づくりの役割分担及び市民などとの協働のまちづくりの推進

都市計画マスタープランの推進は、朝倉市が主体となって、国や福岡県、その他公的機関との連携や調整、協力のもと、都市計画や都市計画事業などを実施します。

また、まちづくりの主役は市民であることから、市民が、自ら暮らす地域を自らの力でより良くしていく活動に参加し、活気ある地域づくりを支援するとともに、地域住民、地域コミュニティ組織、各種団体や企業などの多様な主体と行政との協働によるまちづくりを進めます。

◆市民のまちづくりへの参加・参画の促進

市民のまちづくりへの関心を促し、意欲を高めるために、まちづくりに関する情報の提供やNPO など各地区コミュニティ協議会の支援を行うとともに、コミュニティ活動の拠点施設の整備等により地域の特性・実情に合わせたコミュニティ活動の活性化を図り市民がまちづくりに参加しやすい環境づくりを進めます。

施策や事業の実施では、素案作成後のパブリックコメントの実施はもとより、各種計画策定における公募委員の登用やワークショップの実施、社会実験の導入など市民がまちづくりに参加できる手法を検討し、市民と行政とが協働で進めるまちづくりの仕組みを構築します。

◆まちづくりに関する情報公開の推進

市民などが中心となって進めるまちづくりに必要な情報を分かりやすく正確に提供するとともに、まちづくりに関心を持ってもらえるような広報活動に取り組みます。

都市計画の決定や変更、都市計画事業の実施などについては、パンフレット等の作成及び配布、市の広報紙やホームページへの掲載など様々な媒体を活用し、必要な情報の公表を積極的に進め、市民への周知に努めます。

◆まちづくりを支援する制度等の活用

まちづくりを進めるために、用途地域や特別用途地区、特定用途制限地域などの地域地区、地区計画や建築協定など、都市計画やまちづくりに関する制度の活用を図ります。

地域のまちづくりを進めるにあたり、地区計画などの都市計画については、土地の所有者やまちづくりNPO などによる都市計画提案制度の活用を支援します。

面的な整備事業、道路や公園・緑地等の都市基盤の整備など、都市計画法等に基づく事業を進めます。

都市計画法等に基づく事業の対象以外でも、必要性の高い施策や事業については、社会資本整備総合交付金を利用するなど、実現可能な整備手法を検討します。

また、土地利用や都市施設、市街地開発事業、地区計画などの都市計画の決定や見直しについては、必要に応じて、適正に行います。

◆市内推進体制の確立

都市計画マスタープランに示された都市づくりの基本理念や朝倉市の将来像を実現するために、個別に施策や事業を実施するのではなく、各施策・事業間の相乗効果を図り、効率的、一体的かつ総合的な施策・事業の実施に努めます。

そのため、市内における横断的な組織の連携や体制の確立はもとより、国、県、隣接市町村など関係機関との連携の強化、職員の技術や能力の向上、市民のまちづくりに対する支援体制の充実などを行います。

2) マスタープランの見直し

朝倉市都市計画マスタープランは、中長期的な展望に基づいて定めた計画ですが、社会経済情勢の変化や地域の状況、地元の要望などによって、策定時に想定しなかった状況に至ることも想定されます。

また、朝倉市都市計画マスタープランは、「第3次朝倉市総合計画」や「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を上位計画としているために、これらの計画との整合が必要です。

都市計画では、おおむね5～10年の間に見直すことが望ましいとされており、「第3次朝倉市総合計画」及び「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の見直しにあわせて、都市計画マスタープランの進捗状況を評価・検証しながら、その見直しを進めます。

用語集

■あ行

アクセス（性／道路）

目的地への連絡のための交通の便や手段のこと。本来の意味は「接近、出入り」を指す。ここでは、「～性」、「～道路」などとして引用。

1.5 車線の整備

交通量が比較的少ない中山間地域等における生活道路の整備においては、地域の地形や道路の利用状況等を考慮し、待避所の設置やカーブを緩やかにする改良など、従来の 2 車線改良ではなく 1 車線・2 車線改良を適度に組み合わせ手法。

SDGs

先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標のこと。誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境の持続可能な開発を統合的に取り組むもの。

NPO

民間非営利法人組織の略（Non-Profit Organization）。利益を上げることが目的としない、公益的活動を行う民間団体。

オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。公開空地。

■か行

開発許可（制度）

計画的な市街化を図るため、無秩序な市街化を防止し、都市計画区域内での開発行為などについて、都市としての住環境水準を確保するため、一定の基準を設けた許可制度のこと。

合併処理浄化槽

各家庭に取り付ける污水处理装置のことで、生活排水を浄化して近隣の河川などに放流する。

緩衝緑地

工業地域と住居地域を分離するために設置した緑地帯。その豊かな緑により、空気をきれいにしたり、騒音をやわらげるといった効果のほか、産業災害から地域の人々の安全を守り、緊急時の避難地となる。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上等）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地について、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定に基づき知事が指定した区域。

グリーンツーリズム

農村などに滞在し、稲作などの農業体験を通じて自然に触れる余暇の過ごし方のこと。

景観計画

景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画。

建築協定

市街地の環境や利便性を維持・増進するため、区域内の所有者など全員の同意により定める協定。建築物の敷地、用途、形態について定めることができる。

建ぺい率

建築面積（建物を真上から見て一番外側の線で囲んだ、内側の面積）の、敷地面積に対する割合。

公営住宅ストック総合活用計画

市町村営住宅の新設、建替、大規模改善、住戸設備の改善改修に関する整備計画並びに整備プログラムの策定を目的とする計画。

公共下水道（～事業）

家庭や工場などからの下水を直接に受け入れる下水道で、原則として市町村が行う事業。このうち下水処理場があるものを「単独公共下水道」といい、下水処理場がなく、下水道管の下流（流末）を、都道府県が行う「流域下水道」につなぐものを「流域関連公共下水道」という。（国土交通省所管）

洪水ハザードマップ

市町村が主体となって、避難するために必要な浸水情報、避難情報などの各種情報を分かりやすく作成した図面。

国土利用計画

国土利用計画法に基づいて策定される、国土の利用に関して最も基本になる計画。全国計画、都道府県計画、市町村計画があり、市町村計画は市町村が都道府県計画を基本として、住民意向を反映させたいうで、市町村議会の議決を経て定めることができる。

コミュニティ

地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で、住民の自主性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団。

コミュニティバス

地域コミュニティや地方自治体が、住民の移動手段を確保するために運行するバス。

■さ行

市街地開発事業

計画的な市街地形成を図るため、道路、公園、下水道などの公共施設の整備と合わせて宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。

自然公園地域

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法によって自然公園として指定されることが相当な地域。

自然環境保全地域

自然環境を保全することが特に必要な地域として環境大臣又は都道府県知事により指定される地域。

社会実験

大きな影響を与える可能性が高い新しい施策の導入に先立ち、現実の社会において場所と期間を限定して施策を試行（実験）するとともに、試行結果の評価を行い、施策を本格的に導入するか否かの判断材料を得ること。

住工混在

住宅と工場が虫食いの的に隣接して立地している状態。騒音や振動、大気汚染などの住環境上の問題や工場への大型車両の流出入などによる交通上の問題なども懸念される。

重要伝統的建造物群保全地区

市町村が条例等により決定した「伝統的建造物群保存地区」のうち文化財保護法の規定に基づき、特に価値が高いものとして文部科学大臣が選定したもの。

集落地

いわゆる農村集落などの集落と同義

循環型社会

①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

準都市計画区域

都市計画区域外の区域で、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域について都道府県が指定するもの。準都市計画区域では、定めることのできる都市計画は限定されており、都市施設、市街地開発事業、地区計画等は定めることができない。

人口集中地区（D I D地区）

国勢調査区を基礎単位として、原則として人口密度が高い地区（4,000人/km²以上）の区域が隣接し、さらにそれらの区域の人口が5,000人以上となる地区。

水源かん養

植物や土壌などが雨水を一時的に貯え水源の枯渇を防ぎ、併せて水流が一時に河川に集中して洪水が起こるのを防ぐこと。

ストック

物を蓄えること。また、蓄えた物。在庫品。ここでは、既に整備された道路や公園、公益施設などを指す。

スプロール

都市が無秩序に拡大していくこと。

扇状地

幅の狭い谷から低地に流れる河川の堆積作用によって形成された平地に向かって広がる扇状の地形。

総合計画

地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画であり、地方自治法第2条第4項に規定されている。

その構成は、まちづくりのビジョン（目指すべき将来都市像）を示す基本構想、基本構想で示された都市像を実現するための施策を定める基本計画、基本計画で方向付けられた施策を具体的な事業として実現する実施計画の3つから成る。

ゾーン

zone。地帯。区域。範囲。

■た行**大規模集客施設**

床面積 10,000 m²以上の大規模小売店のほか、飲食店、映画館、アミューズメント施設等を含む。

耐震改修促進計画

耐震化に関する施策を地域の実情に応じて計画的に推進することを目的とした、建築物の耐震診断及び改修の促進を図るための計画。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

谷底平野

河川の浸食によってできた谷の底に、堆積によって形成される幅の狭い平坦な土地。

地域し尿処理施設

各家庭からの水洗便所のし尿と生活雑排水を併せて処理する施設で、公共下水道などで処理する区域外に設置される。

地域制緑地

法律や条例、協定など土地利用規制等を通じて確保される緑地。

地域地区

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るもの。「用途地域」、「特別用途地区」など。

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

低未利用地

都市的土地利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

地区計画

良好な環境の形成又は保持のため、合理的な土地利用を行うことを目的に、都市計画で定める制度。建築物の用途、敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定めることができる。

地すべり防止区域

地すべり地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校などの公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして、国土交通大臣が指定した土地。

DX

デジタル・トランスフォーメーションの略語。デジタル技術を用いた変革により、ビジネスや人々の生活を発展させること。

伝統的建造物群保存地区

市町村が、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの、及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、都市計画決定した、又は条例で定めた地区。

特定環境保全公共下水道

特定の環境を保全する目的で整備される公共下水道のこと。農山漁村下水道及び簡易な公共下水道などが含まれる。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成などを行うため、建築物などについての必要な建築を制限する制度。

特別用途地区

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るための地区。

都市基盤（施設）

一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画マスタープラン）

平成 12 年の都市計画法の改正により創設された、都道府県が都市計画区域ごとに定める都市計画のマスタープランのこと。

都市計画提案制度

地の所有者やまちづくり NPO 等、あるいは民間事業者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の 3 分の 2 以上の同意等一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更の提案をすることができる制度。

都市計画道路

都市計画法に定められた都市施設の一つであり、都市計画によって指定される道路。

都市計画マスタープラン

平成 4 年の都市計画法の改正により市町村に義務づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。「都市マス」と略すこともある。

都市下水路

市街地の雨水排水の向上のために整備する水路

都市公園

都市公園法に基づいて地方公共団体などが設置する公園や緑地。街区公園、近隣公園、地区公園など地域ごとに配置するものや、都市住民全般に供用する総合公園や運動公園、自然的環境の保全・改善などを図る都市緑地など、様々な種類がある。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地の交換分合（換地）により道路、公園などの公共施設の整備とともに、土地の区画形質を変更する事業。

土石流危険渓流

土石流が発生する危険性があり、人家又は学校などの公共施設に被害をもたらす可能性がある渓流。

■な行

ニーズ

必要。要求。要望。

二次救急医療機関

地域の病院（一般の総合病院や国公立病院など）がグループをつくり、輪番制で休日、夜間に重症救急患者を受け入れて入院治療を行う医療機関。

ネットワーク

物や人、道路などをつなぐの意。

農業集落排水事業

農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全や農業用排水施設の適正な機能維持、農村における生活環境の改善のほか、併せて公共用水域の水質保全を目的としており、し尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設を整備する事業。（農林水産省所管）

農村公園

農村の生活環境の向上を目的に設けられる公園

農用地区域

農業振興地域の中で、「農用地等」として利用すべき土地の区域。農用地等とは、農地法でいう「農地」及び「採草放牧地」のほか、農業用施設の用に供される土地など。

ノンステップバス

降口の段差をなくし、道路から床面まで 30 センチ程度とした、車いす使用者をはじめ、乗客が乗降しやすいバス。

■は行

パークアンドライド

最寄り駅まで自動車アクセスし駅に近接した駐車場に駐車し、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて、勤務先まで通勤する方法。

バイパス

市街地を迂回して設けられる幹線道路。

パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。通称「パブコメ」。

バリアフリー（化）

障がい者や高齢者などの日常生活や社会生活における、物理的、心理的、情報に係わる障害（バリア）を取り除いていくこと。

風致地区

都市の中の風致を維持するために、樹林地や丘陵地、水辺地などの良好な自然環境を保持している区域や史跡、神社仏閣などがある区域、良好な住環境を維持している区域などに、都市計画法により都市計画で定められた地区。

保安林

水源のかん養、土砂の崩落その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。

ポケットパーク

道路わきや空き地などわずかの土地を利用した小さな広場。

■ま行

まちづくり交付金

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度。

面的整備（事業）

市街地整備のうち、道路、鉄道、下水道などの線的な整備に対し、ある地区全体を面的に整備すること。

モータリゼーション

自動車時代、自動車化、車社会などを指す。

■や行

ユニバーサルデザイン

障がい者専用の場所や道具が、障害のある人とない人の自然な交流を阻害する要因となっていることから、まちづくりや商品のデザインなどに関し、可能な限りすべての人が同じようにその場所や道具を使えるように配慮していくべきという考え方のこと。

容積率

建物の延べ床面積（各階の床面積を合計した面積）の、敷地面積に対する割合。

用途地域

都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。

4R

ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワードで、**Refuse**（リフューズ：購入拒否）、**Reduce**（リデュース：減らす）、**Reuse**（リユース：再使用）、**Recycle**（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったもの。

■ら行

緑地協定

市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者などの全員の合意により、現在ある緑の保全や新たな緑化の推進を図ることを目的とする協定。

レクリエーション

仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。

■わ行

ワークショップ

住民と行政と専門家などが対等な立場で意見を交換し、計画案を作成していく手法の一つ。

ワンステップバス

乗客が乗降しやすいように乗降口のステップを1段だけとしたバス。

ワンド

河川敷にできた池状の入り江のことで、本川から離れた溜まりも含む。

策定経過の概要

項目	期間	内容
策定委員会 第1回	令和5年5月15日	住民アンケートの結果確認 市の現況確認 「まち」が抱える問題・課題確認 都市の将来像及び全体構想確認
第2回	令和5年6月7日	中心市街地のあり方を含め課題の抽出・検討
第3回	令和5年8月8日	全体構想・地域別構想・実現化方策の確認
第4回	令和5年8月29日	中心市街地のあり方を含め課題の抽出・検討
第5回	令和6年2月6日	素案の策定
都市計画審議会 第1回	令和5年6月27日	住民アンケートの結果確認
第2回	令和5年7月18日	概要説明、審議
第3回	令和5年9月21日	全体構想・地域別構想・実現化方策の説明
第4回	令和5年10月24日	概要説明、審議
第5回	令和6年2月21日	承認
市民アンケート	令和4年11月	無作為抽出2,000名アンケート
パブリックコメント	令和5年12月	12月26日～令和6年1月22日（3週間）
住民説明会（13時～）	令和6年1月14日	
住民説明会（19時～）	令和6年1月17日	

朝倉市第1次都市計画マスタープラン【第2次改訂版】

発行 朝倉市
令和6年3月

編集

朝倉市都市建設部都市政策課

住所 〒838-8601 福岡県朝倉市菩提寺 412-2

電話：0946-22-1111

FAX：0946-22-1850

E-mail：toshi-kanri@city.asakura.lg.jp

<http://www.city.asakura.lg.jp>